

## 第2回 阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会

### 議 事 次 第

日時 平成28年8月29日（月）14:00～15:30

場所 阿賀川河川事務所 会議室

#### 1. 開会の挨拶

阿賀川河川事務所長

#### 2. 議事

##### 1) 幹事会の報告について

(1) 第1回幹事会の報告

(2) 第2回幹事会の報告

##### 2) 「阿賀川流域の減災に係る取組方針（案）」について

(1) 阿賀野川流域の減災に係る取組方針（案）

#### 3. 閉会

平成28年度 第2回 阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 出席者名簿

機関名	代表者	出席者	備考
会津若松市	市長	室井 照平	
喜多方市	市長	山口 信也	
会津坂下町	町長	齋藤 文英	
会津美里町	町長	渡部 英敏	
湯川村	村長	三澤 豊隆	
福島県 土木部 河川計画課	課長	小川 辰壽	
福島県 会津若松建設事務所	所長	猪股 慶藏	
福島県 喜多方建設事務所	所長	木村 勝美	
福島地方气象台	台長	鈴木 和明	
北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	所長	安井 辰弥	

## 幹事会の報告について

### 第1回 幹事会 平成28年4月28日(木)

- 1) 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取り組みについて
- 2) 阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称)規約(案)について
- 3) 阿賀川における現状の水害リスク情報や減災のための課題の共有について
- 4) 自治体等における現状の取組状況、課題等について
- 5) 阿賀川の特徴、減災のための目標(案)について
- 5) 今後の進め方について

### 第2回 幹事会 平成28年8月9日(火)

- 1) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく阿賀川流域の減災に係る取組方針(案)について

※出席者は、次頁の通り

平成28年度 阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会(仮称) 第1回幹事会 出席者名簿

機 関 名	幹事名	備考
北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	副所長(技) 見田 弘幸	
福島地方気象台	防災管理官 吉田 薫	(随) 水害対策気象官 出口 真一
福島県 土木部 河川整備課	主幹兼副課長 神谷 順一	(随) 技師 菅野 達也
福島県 会津若松建設事務所	主幹兼企画管理部長 長嶺 勝広	
福島県 喜多方建設事務所	主幹兼企画管理部長 西澤 建司	(随) 管理課管理調整担当 阿部 昭
会津若松市	危機管理課長 長沼 弘雄	(代) 主任主査 五十嵐 規裕
喜多方市	生活防災課長 赤枝 幸浩	
会津坂下町	総務課長 永山 廣隆	
会津美里町	くらし安心課長 五十嵐 榮記	
湯川村	総務課長 石川 幸市	

平成28年度 阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会 第2回幹事会 出席者名簿

機 関 名	幹事名	備考
北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	副所長(技) 見田 弘幸	
福島地方気象台	防災管理官 吉田 薫	(随) 防災指導係長 坂下 保
福島県 土木部 河川計画課	副課長 小池 敏哉	
福島県 会津若松建設事務所	主幹兼企画管理部長 長嶺 勝広	
福島県 喜多方建設事務所	主幹兼企画管理部長 西澤 建司	(代) 管理課 田中 初実
会津若松市	危機管理課長 長沼 弘雄	(随) 主任主査 五十嵐 規裕
喜多方市	生活防災課長 赤枝 幸浩	
会津坂下町	総務課長 永山 廣隆	
会津美里町	くらし安心課長 五十嵐 榮記	(代) くらし安心課 課長補佐 坂内 隆一
湯川村	総務課長 石川 幸市	

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
阿賀川流域の減災に係る取組方針  
(案)

平成28年8月29日

阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

阿賀川流域では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う沿川 2 市 2 町 1 村（会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村）、福島県、福島地方气象台、北陸地方整備局阿賀川河川事務所で構成される「阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 13 日に設立した。

本協議会では、阿賀川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 上流部は馬越頭首工を扇頂とする扇状地が形成され、地形勾配が急であるため、ひとたび氾濫すると氾濫水が急速かつ広範囲に拡散する。
- 2) 会津盆地の下流部には狭窄部があることから貯留型の氾濫形態となり、浸水深が深く、また浸水継続時間が長い。
- 3) 河川の改修は、上下流バランスを保ちながらの堤防整備を実施しているため、堤防断面が不足している箇所や堤防の漏水や侵食など越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在している状況にある。
- 4) 上流部の洪水浸水想定区域内には、地方拠点都市である会津若松市の市街地が形成されている。

5) 宮川合流点上流は、急流河川であるため洪水の流れが速く、洪水時に水衝部が発生して河岸や堤防を侵食するリスクがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『氾濫流の流れが速く広範囲に被害が拡散する特性と洪水の吐けにくい盆地の氾濫特性を踏まえ、阿賀川の大規模災害に対し、「安全な場所への確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、阿賀川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。



## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
会 津 若 松 市	市 長
喜 多 方 市	市 長
会 津 坂 下 町	町 長
会 津 美 里 町	町 長
湯 川 村	村 長
福島県 河 川 計 画 課	課 長
〃 会津若松建設事務所	所 長
〃 喜多方建設事務所	所 長
福島地方气象台	台 長
北陸地方整備局 阿賀川河川事務所	所 長

### 3. 阿賀川の概要と主な課題

#### (1) 流域・地形の特徴

##### ①流域の特性

阿賀野川水系は、その源を栃木・福島県境の荒海山（標高 1,580m）に発し、山間部を北流し会津盆地を貫流した後、猪苗代湖から流下する日橋川等の支川を合わせ、喜多方市山科において再び山間の狭窄部に入り、尾瀬ヶ原に水源をもつ只見川等の支川を合わせて西流し新潟県側では阿賀野川と名前を変えて越後平野を経て日本海に注ぐ、幹川流路延長210km、流域面積7,710km<sup>2</sup>の一級河川である。

阿賀川における大規模な洪水は、台風に起因するものが多く、流域に降った雨は、会津盆地に流れ出た後大きく蛇行しながら流下し、狭窄部で洪水の流れが妨げられることから、暴れ川として住民を悩ませてきた。

##### ②洪水・氾濫の特性

上流部は馬越頭首工を扇頂とする扇状地が形成され、地形勾配が急であるため、ひとたび氾濫すると氾濫水が急速かつ広範囲に拡散する。また、会津盆地の下流部には狭窄部があることから貯留型の氾濫形態となり、氾濫水が長時間滞留し、浸水深が深い区域が存在する。

宮川合流点上流は、急流河川であるため洪水の流れが速く、洪水時に水衝部が発生して河岸や堤防を侵食するリスクがある。

#### (2) 過去の被害状況と河川改修の状況

##### ①過去の被害

###### ○昭和31年7月17日洪水

梅雨前線と低気圧の停滞により宮川や日橋川筋の町村が大きな被害に見舞われ、この水害を契機として日橋川などの改修工事が行われることになった。

###### ○昭和33年9月18日洪水

台風21号の影響により9月18日に阿賀野川全流域は豪雨となった。この洪水により阿賀川流域内の被害は、死者6名をはじめ、家屋被害215戸、浸水家屋2,433戸など甚大な被害に見舞われた。馬下観測所の流量は8,930m<sup>3</sup>/sを記録し、昭和31年洪水の7,824m<sup>3</sup>/sとともに、大正4年に策定された計画高水流量6,950m<sup>3</sup>/sを大きく上回ったため、阿賀野川水系治水計画の再検討が行われ、大川ダム計画検討の契機となった。

#### ○昭和33年9月27日洪水

9月18日洪水の台風21号に続き発生した台風22号（狩野川台風）が相模湾から神奈川県に上陸し、東京から福島県東部を経て石巻付近から三陸沖に至った。この影響により阿賀川流域は豪雨となった。流域内の被害は、家屋の全半壊流失226戸、家屋の浸水1,869戸に及んだ。

#### ○昭和57年9月13日洪水

台風18号により阿賀川上流域は大雨となり、小谷・山科観測所では既往最高水位を記録した。阿賀川流域内の被害は、家屋の全半壊流失1戸、家屋の床上浸水22戸、床下浸水248戸に及び、建設中の大川ダムも被害を受けた。

#### ○昭和61年8月5日洪水

台風10号くずれの低気圧は、関東、東北地方に大雨をもたらし、総雨量は阿武隈川との流域界付近の観音山観測所で427mmを記録し、山科地点の流域平均2日雨量としても戦後最大となる176.3mmの降雨があり、山科観測所で2,346m<sup>3</sup>/sを記録した。

#### ○平成14年7月11日洪水

7月10日から11日にかけて福島県内を襲った台風6号及び台風に影響された梅雨前線により、総雨量が羽鳥観測所で300mmを超え、山科観測所では既往最大流量となる3,343m<sup>3</sup>/sを記録、支川等の氾濫や老朽化した河川工作物の被害などが多発した。

#### ○平成23年7月30日洪水（平成23年7月新潟・福島豪雨）

7月26日未明から新潟県及び福島県会津付近に停滞していた前線の活動の活発化により、27日12時から30日10時までの総降水量は、各地で300mmを超える大雨となった。特に、福島県只見町では降り始めからの総雨量が711mmに達するなど、各地で平成16年7月13日洪水を上回る戦後最大規模の洪水となった。

#### ○平成27年9月10日洪水

台風18号から変わった温帯低気圧の影響により、新潟県及び福島県では9月6日夕方から11日午前中にかけて断続的に激しい雨が降った。観音山雨量観測所では総降水量で500mmを超え、日降水量では過去の記録を更新し393mmに達した。馬越観測所では平成14年7月出水に次ぎ、大川ダム管理開始以降第2位の出水とな

り、護岸等の河川管理施設の被災が多発した。

## ②河川改修の状況

平成28年5月に策定した「阿賀野川水系河川整備計画（国管理区間）」では、洪水による災害の発生防止及び軽減に関する目標として、「阿賀川での戦後最大相当規模の洪水（基準点山科で3,900m<sup>3</sup>/s）の流下」を可能とするための整備を進めるとしている。

現状では、上下流バランスを確保しつつ、整備が行われているものの、局所的に堤防の低い箇所や堤防高が不足している区間が存在しており、生起確率100年の洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

阿賀川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 上流部は馬越頭首工を扇頂とする扇状地が形成され、地形勾配が急であるため、ひとたび氾濫すると、氾濫水が急速かつ広範囲に拡散する。
- 2) 会津盆地の下流部には狭窄部があることから貯留型の氾濫形態となり、浸水深が深く、また浸水継続時間が長い。
- 3) 河川の改修は、上下流バランスを保ちながらの堤防整備を実施しているため、堤防断面が不足している箇所や堤防の漏水や侵食など越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在している状況にある。
- 4) 上流部の洪水浸水想定区域内には、地方拠点都市である会津若松市の市街地が形成されている。
- 5) 宮川合流点上流は、急流河川であるため洪水の流れが速く、洪水時に水衝部が発生して河岸や堤防を侵食するリスクがある。

## ■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、発生が想定し得る最大規模の洪水に対し「安全な場所への確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

- ・ハード対策として、洪水を河川内で安全に流すための堤防整備や、河道掘削、狭窄部の掘削等、円滑な避難活動や水防活動等に資するCCTVカメラや水位計等の整備 など
- ・ソフト対策として、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討を行いハ

ザードマップに反映し、プッシュ型の情報発信などリアルタイムの防災情報提供や市町村と連携したタイムラインの整備及び検証と改善、確実な情報伝達のための防災行政無線、コミュニティーFM、登録制メールの周知の推進、新たな情報伝達方法の導入の検討、市町村間での広域避難の検討、新技術を活用した水防資機材の検討・配備、浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討 など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

#### 4. 現状の取組状況

阿賀川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－1参照）

##### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項 目	現状○と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<p>○国土交通省、福島県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。</p> <p>○阿賀川・日橋川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を阿賀川河川事務所のHP等で公表している。</p> <p>○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の「指定河川洪水予報」を阿賀川河川事務所と気象台の共同で実施している。日橋川では水位到達情報の提供により水位周知を実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、阿賀川河川事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p>	
	●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。	1
	●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。	2

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●
避難勧告等の発令基準	<p>○地域防災計画等に具体的な避難勧告の発令基準等を明記している。</p> <p>○気象台・河川管理者と共同で「指定河川洪水予報」を公表している。警報・注意報を公表している。</p> <p>○阿賀川本・支川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p>
	<p>●阿賀川本・支川（県管理区間）における避難勧告等の発令に着目したタイムライン等が未整備であるため適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。</p> <p>●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">3</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p>
	<p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">4</p>
	<p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">5</p>
	<p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</p> <p style="text-align: right;">6</p>
<p>●住民参加型の訓練を実施したとしても、参加者が一部であり、大多数への周知が図られていないものと思われる。</p> <p style="text-align: right;">7</p>	

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	○防災行政無線による避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、FMラジオ、広報車による周知等を実施している。 ○河川管理者、気象台等からWEB及び報道機関等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報、気象情報などを住民等に情報提供している。	
	●急激な水位上昇等における担当者による迅速な対応が困難となるおそれがある。	8
	●防災行政無線が現在のところ整備されていない地域がある。	9
	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。	10
	●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。	11
	●災害時に国・県・市町村においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。	12
	●住民の避難行動の判断に必要な防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	13
避難誘導體制	○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。	
	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	14



②水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	<p>○河川流域総合情報システム等による河川水位、雨量情報等を県のHPや報道機関を通じて伝達している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、阿賀川河川事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p>	
	<p>●HP等の防災情報の持つ意味やその後の対応について共有するための継続的な広報等が必要である。</p>	15
	<p>●優先的に水防活動を実施すべき箇所の特 定・共有が難しい。</p>	16
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には河川巡視を実施している。</p>	
	<p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p>	17
	<p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</p>	18
	<p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p>	19
水防資機材の整備状況	<p>○防災ステーション、各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</p>	
	<p>●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p>	20

	<p>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、阿賀川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。</p>	21
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>○市町村庁舎が被災した場合、防災拠点施設の代替施設を指定している</p> <p>○停電が発生した場合においても非常用発電機により72時間分の電力を確保している。</p>	

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○樋門等の操作について市町村・近隣住民に委託している。</p> <p>○災害時応援協定に基づき、建設業組合等に対し、排水資器材の応援を求める体制が確立されている。</p> <p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>○樋門の操作点検を出水期前に実施している。</p>	
	<p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。</p>	22
	<p>●現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。</p>	23
既存ダムにおける洪水調節の現状	<p>○洪水調節機能を有する大川ダム、東山ダム等で、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。</p>	

④河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状○と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、上下流バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。	
	○堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。	
	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。	24
	●堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	25
●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。	26	

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標】

氾濫流の流れが速く広範囲に被害が拡散する特性と洪水の吐けにくい盆地の氾濫特性を踏まえ、阿賀川の大規模災害に対し、『安全な場所への確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目指す。

- ※ 大規模水害……発生が想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※ 安全な場所への確実な避難……浸水深さが2階以上(3.0m 以上)、家屋倒壊等想定区域内では水平避難が必要であり、それ以外の浸水区域でも浸水深に応じた水平避難、垂直避難が求められる。
- ※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

上記目標の達成に向け、阿賀川などにおいて、河川管理者が実施する洪水を安全に流す対策等、以下の取り組みを実施する。

- ①計画の堤防断面に対して、幅が不足する弱小堤区間の解消並びに狭窄部掘削による河道拡幅等の河道掘削
- ②阿賀川の大規模水害における特徴を踏まえた避難行動の取り組み及び地域防災力の向上
- ③一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

- ※ 阿賀川など……取組は直轄管理区間の他、県管理区間のうち直轄管理区間と洪水氾濫域が重複する区間を含む。

## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照）

### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b>			
<阿賀川> ・青津地区、宮古地区 佐野目地区堤防整備 ・長井地区河道掘削 <日橋川> ・浜崎地区堤防浸透対策 <県管理区間> <洪水調節機能を有するダムの適切な施設管理>	24, 25, 26	引き続き実施	北陸地整 福島県
<b>■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b>			
・新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	19, 20	引き続き実施	北陸地整、福島県、 会津若松市、喜多方市、 会津坂下町、会津美里町、湯川村
・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	13, 16	平成28年度から 順次整備	北陸地整

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

### ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b>			
・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実	9, 10, 11, 12, 13	引き続き実施	北陸地整、気象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	3, 8	順次実施	北陸地整、気象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）	4, 5, 6	平成28年度から順次実施	北陸地整 福島県
・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	4, 5, 6, 8, 14	平成28年度から順次実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・参加自治体による広域避難計画の策定及び支援	4, 5	平成28年度から順次実施	北陸地整、気象台、福島県、会津若松市、会津坂下町、湯川村
・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	4, 5, 6	平成28年度から順次実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・水位予測の検討及び精度の向上	2	平成28年度から検討	北陸地整
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	13	平成29年度から実施	気象台

■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

・自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	1	順次、毎年実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・小中学校等における水災害教育を実施	1	引き続き実施	北陸地整、气象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	1, 15	引き続き実施	北陸地整、气象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・まるごとまちごとハザードマップを整備	4, 6, 12	順次実施	北陸地整（支援） ※市町村と連携
・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	7, 11, 12	H28年度から順次実施	北陸地整、气象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	14	引き続き実施	会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村

※ 阿賀野川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※ 浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をWEBサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

※ 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>			
・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	17	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	16, 17	引き続き毎年実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	19, 20	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・水防活動の担い手となる水防団・水防協力団体の募集・指定を促進	18, 20	引き続き毎年実施	会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	19	引き続き実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	21	平成28年度から検討	北陸地整
<b>■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組</b>			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	14	引き続き実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	12	引き続き実施	北陸地整（支援） ※市町村と連携



③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、  
 確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<b>■救援・救助活動の効率化に関する取組</b>			
・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	5, 22	平成28年度から検討	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
<b>■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施</b>			
・大規模水害を想定した阿賀川排水計画（案）の検討を実施	22, 23	平成28年度から検討	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	23	引き続き毎年実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村
・関係機関が連携した排水実働訓練の実施	24	引き続き毎年実施	北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村

## 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

## 現状の取組状況の共有とりまとめについて

現状の取組状況の共有ととりまとめについて

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	北陸地域	気象台	福島県	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村	現状と課題
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。 阿賀川・日橋川(国管理区間)において想定最大規模降雨規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を阿賀川河川事務所のHP等で公表している。 避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を阿賀川河川事務所と気象台の共同で実施している。日橋川では水位到達情報を提供する水位周知を実施している。 災害発生のおそれがある場合は、阿賀川河川事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)を実施している。	避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の指定河川洪水予報を阿賀川河川事務所と気象台の共同で実施している。 警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)	湯川、宮川、田付川は「福島県水防計画」で「水防警報河川」に指定されているため、出水により河川水位が「通報水位」及び「警戒水位」に達した場合、関係市町へ「福島県水防警報」を発令し周知している。 なお、湯川において、避難時間(リードタイム)や出水特性(水位上昇量等)を踏まえ、平成28年度に基準水位の見直しを行う予定。						浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。  水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。
避難勧告等の発令基準	阿賀川本・支川(国管理区間)における避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。	河川管理者と共同で洪水予報を発表している。 警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)		地域防災計画、避難行動計画マニュアルで定めた発令基準に基づき、避難勧告等を行う。	地域防災計画、避難行動計画マニュアルで定めた発令基準に基づき、避難勧告等を行う。	地域防災計画、避難行動計画マニュアルで定めた発令基準に基づき、避難勧告等を行う。	地域防災計画、避難行動計画マニュアルで定めた発令基準に基づき、避難勧告等を行う。	地域防災計画で定められた発令基準に基づき、避難勧告等を行う。	阿賀川本・支川(国管理区間)における避難勧告等の発令に着目したタイムライン等が未整備であるため適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。 タイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。
避難場所・避難経路	浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。		県管理区間について浸水想定区域図を作成するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。	(1)避難場所等 ハザードマップ及び家庭用防災カルテを平成26年度に全戸配布。市ホームページに掲載するほか、ハザードマップ、家庭用防災カルテ、市政だより等で随時周知を図る。避難場所として、小中学校、県立高校、会津大学、公民館などを指定、避難所は小中学校を指定している。 (2)避難経路 地域と協議し、避難所等周辺の危険箇所把握に努め、避難誘導を行う際には、災害の状況に応じた避難経路の確認を行う。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難場所 地域防災計画概要版を市内全戸に配布し、各地区において説明会を実施した。 喜多方市地域防災計画(資料編)にて策定、防災パンフレット等により周知、小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難所 地域防災計画にて指定、防災マップにて避難所等を明示、HP、各地区コミセンにて閲覧可能(希望者には計画書を配布)。小中学校、公民館などの公共施設を指定している。 (2)避難経路 地域防災計画、避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を選定すること。この場合なるべく身体健全者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。としており、指定経路の特に定めていない。しかしながら、緊急輸送路は、各避難所に通じる路線すべてを第1次から第3次各路線として指定していることから、当該路線を関係機関と連携し、道路開閉に当たる。	1)避難場所 会津美里町地域防災計画(一般災害対策編)にて策定、HPにより周知、小中学校、公民館などの公共施設を指定している。 (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難所 湯川村地域防災計画(資料編)にて策定(洪水ハザードマップを含む)、HPにより周知、学校等の公共施設が主。 (2)避難経路 湯川村地域防災計画(資料編)及び洪水ハザードマップにより避難所や避難経路について、確認しておく。(避難場所の指定はしているが、避難経路については指定していない)	大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合によっては、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。 大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。 避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。 住民参加型の訓練を実施したとしても、参加者が一部であり、大多数への周知が図られていないと思われる。
住民等への情報伝達の体制や方法	河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を阿賀川河川事務所HPや報道機関を通じて伝達している。	防災気象情報等を防災情報提供システム等により、自治体や報道機関に伝達している。 気象情報等を、自治体や報道機関及び気象庁HPを通じて住民等へ伝達している。	河川流域総合情報システムによる河川水位、雨量情報等を県のホームページを通じて伝達している。	市民へ防災メール、エリアメールを配信。 巡視を行い、車両からスピーカーで広報。 FM会津で緊急割り込み放送を行う。 区長会を通じて地域住民へ避難情報の伝達を行う。	下記1～3の方法により住民への情報伝達を行う。 1:テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認 2:ハザードマップ等による避難時・避難ルートの確認 3:防災無線、携帯メール等による避難準備情報	町災害本部において上表を整理し、避難勧告等の情報伝達は、HP、防災行政無線(同報系)並びに行政区長並びに消防団から住民へ伝達、当該地区住民の安全を図る。 区域内福祉関係施設に対しても、災害対策本部福祉班から各施設へ直接情報を伝達する。 避難行動要支援者に対しては、災害対策本部福祉班から、民生児童委員並びに支援者に対し、同様の情報を伝達、併せて安否確認を行う。	避難勧告等の伝達は、防災情報システム放送(有線屋外スピーカー)や、町及び消防団の広報車、緊急速報メール、アラート、町HP等の多様な情報伝達手段を使用し、当該区域住民の安全確保を図る。 区域内の要配慮者施設に対しても、同様の手段、または一般加入電話等により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。	エリアメール、登録制メール、広報車での周知。 防災行政無線が現在のところ整備されていない地域がある。 大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。 WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。 災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	
避難誘導体制				警察、消防及び消防団や自主防災組織と情報を共有し、適切な体制で避難誘導を行う。 巡視で得た情報や地域特性に応じた対応など、状況に応じて総合的な判断を行う。	現在、避難行動要支援者については民生児童委員の協力を得て体制を整えているが、今後は自主防災組織の支援も考慮する必要がある。	警察署、消防署、消防団の協力を得て、行政区単位に一時避難所場所に避難住民を集合させたのち、必要によりあらかじめ災害対策本部が指定した指定避難所に誘導する。本部が指定する避難経路に従い誘導するが、場合によっては、状況に応じ臨機応変に選択できるよう、消防団員・行政区(自主防災組織)役員等は、平常時から避難経路を確認しておく。	住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次の責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置に当たる。 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば自治区等の単位で行う。	基本方針(避難誘導者、避難優先順位等)は地域防災計画(資料編)で定められている。 災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	

水防に関する事項

項目	北陸地盤	気象台	福島県	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	・災害発生のおそれがある場合は、阿賀川河川事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)をしている。 ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。	・河川管理者と共同で洪水予報を発表し、報道機関等を通じて伝達している。	・河川流域総合情報システムによる河川水位、雨量情報等を県のHPを通じて伝達している。 ・異常気象時における職員参集体制において、情報提供できる職員を必ず配備している。	・1つ以上の気象警報が発表された場合、防災情報メールによる市民への広報を行う。 ・水位上昇により避難準備情報等を発令する場合、緊急速報メール、防災情報メール、市HP、FMあいつ、消防団による広報、区長への連絡などにより周知する。	・水防警報を受けた場合は、水防団に依頼し河川の巡視を実施している。 また、水位上昇が見込まれる場合は、防災行政無線、広報車、コミュニティFMなどにより周知する。	・はん濫注意水位に達し、今後も水位が上昇し続けると判断される場合、関係機関に周知、情報伝達ルート水防計画書「7水防に関する連絡体制」とあり	・会津美里町地域防災計画第3版(一般災害対策編)P97の伝達系統図の通り。	・河川の水位が水防団待機水位に達した場合、水防団等関係機関に周知。	・HP等の防災情報の持つ意味やその後の対応について共有するための継続的な広報等が必要である。	15
									・優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。	16
河川の巡視区間	・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には河川巡視を実施している。		・市街地、重要水防区域等、特に巡視を強める必要のある区間については、出水時に河川巡視を実施している。その他区間についても日常的に巡視を実施している。	・出水期前に、河川事務所、県と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・河川水位の上昇が見込まれる場合は市及び水防団が危険箇所の巡視を行う。	・水防団待機水位に達すると水防団に出勤できる態勢を依頼し、必要に応じて河川の巡視を実施している。	・水防計画により消防団各分団の受け持ち区間を定めている。 宮川(両岸)・阿賀川(左岸)・旧宮川(和泉川原・茶屋町周辺)	・水防警報を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防団分団長(消防団分団長)に対し通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。	・河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	17	
								・水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りにくいことや、定時巡回ができない状況にある。	18	
								・水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	19	
水防資機材の整備状況	・防災ステーション、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。		・水防資機材については、水防管理団体が水防倉庫等に備蓄しているが、河川管理者が持つ資機材も水防計画に基づき緊急時に提供できる状態である。 ・劣化しやすい資材を重点的に更新することとし、機材が適正に稼働するかの確認を1回/月程度行っている。	・ライフジャケットなど水防用資材を水防倉庫に計画的に配備。 ・市内10箇所に土のう置き場を設け、出水時に住民が自由に使用可能な状態である。	・今年度はUV対応の土のう袋等を購入し、各地区に土のう置き場を設置した。	・水防計画により整備 町保有の水防資材水防計画書「第10水防資材-1町水防備蓄器材-資材一覧表」とあり	・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画書に記載している。	・道の駅(水防センター)に水防資機材を整備した。(H26)	・水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ・水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	20
								・鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、阿賀川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。	21	
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	・停電が発生した場合においても非常用発電機により72時間分の電力を確保している。	・災害対応時において、仮に停電が発生した場合においても非常用発電機により120時間分の電力を確保し、引き続き防災気象情報の発表が可能となっている。	記載なし。	・市庁舎が被災した場合、防災拠点施設の代替施設として水道部、北会津支所、河東支所、生涯学習センターを指定する。 ・会津若松医師会と連携し、臨時救護所から重症患者を搬送できる医療機関を確保する。	・本庁舎が被災した場合または被災するおそれがある場合は、状況に応じて市内の公共施設を代替施設とする。 ・喜多方医師会と連携し、傷病者を搬送できる医療機関を確保する。	・本庁舎が被災した場合または被災するおそれがある場合は、中央公民館に災害対策本部を設置(業務継続計画より) ・浸水想定区域内にある福祉等関係事業所に対し、水防計画の定めどおり関係事業所に早期情報伝達を図る。	・災害対策本部設置場所である高田庁舎が被災した場合または被災するおそれがある場合は、新館庁舎に災害対策本部を設置する。	・庁舎が被災した場合、村公民館等の他公共施設に災害対策本部を設置。		

氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	北陸地盤	気象台	福島県	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ・樋門の操作点検を出水期前に実施している。		・樋門等の操作について市町村に委託している。	・河川事務所等と連携し、排水ポンプ車により排水。	・排水施設の近くの方に委託している。	・災害時応援協定に基づき、建設業組合及びアクティオに対し、排水資機材の応援を求めらる。	・洪水時の水門や樋管等の閉鎖等他動的な原因による氾濫水のある地域については、新たな排水施設や改良工事を施行し、必要な浸水対策を図る。	・消防ポンプによる排水作業を実施している。	・排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。	22
									・現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水システムも考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	23
既存ダムにおける洪水調節の現状	・洪水調節機能を有するダムで洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。		・東山ダムでは自然調整方式で運用し、下流域の被害を軽減させている。							

河川管理施設の整備に関する事項

項目	北陸地盤	気象台	福島県	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	・計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、上下バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。 ・堤防の漏水や侵食など越水以外にも水害リスクが高い箇所について、整備を推進している。		・固定堰であった洗堰の改修が平成25年6月に完了したことから、平成26年度に湯川・古川合流点を一部河道開削した。平成27年度は、国管理界直上流の河道掘削を実施し、今後下流から順次、環境への影響を極力抑えるよう、湯川・古川の河道開削を進めている。						・計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。	24
									・堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	25
									・洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。	26



本資料は各市町の地域防災計画(いずれもホームページで公開)記載事項の抜粋を主として作成。

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村
避難準備情報	(1)避難準備情報 阿賀川(馬越)洪水予報河川 ア 水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の河川水位が上昇している場合 イ 水位が避難判断水位に到達し、かつ、はん濫警戒情報において引き続き水位上昇が見込まれる場合 ウ 日没までの時点で、夜間に水位が避難判断水位に到達すると見込まれる場合 エ 漏水等が発見された場合  阿賀川以外の河川(水位周知河川) ア 水位が避難判断水位に到達した場合 イ 水位がはん濫注意水位に到達し、上流域の水位や降雨状況、気象情報から、なお水位が見込まれる場合 ウ 日没までの時点で、夜間に水位が避難判断水位に到達すると見込まれる場合 エ 漏水等が発見された場合  (2)避難警告 阿賀川(馬越)洪水予報河川 ア 水位がはん濫注意水位に到達した場合 イ 水位が避難判断水位を超えた状態で、はん濫警戒情報において引き続き水位上昇によるはん濫のおそれがある場合 ウ 日没までの時点で、夜間に水位がはん濫危険水位に到達すると見込まれる場合 エ 異常な漏水等が発見された場合  阿賀川以外の河川(水位周知河川) ア 水位がはん濫危険水位に到達した場合 イ 水位が避難判断水位に到達し、上流域の水位や降雨状況、気象情報から、なお水位が見込まれる場合 ウ 日没までの時点で、夜間に水位がはん濫危険水位に到達すると見込まれる場合 エ 異常な漏水等が発見された場合  (3)避難指示 阿賀川(馬越)洪水予報河川 ア 水位が堤防先端高に到達するおそれが高い場合 イ 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ウ 決壊や越水・溢水の発生又ははん濫発生情報が発見された場合 エ 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合(避難対象はエリアを限定する)  阿賀川以外の河川(水位周知河川) ア 水位が堤防高に到達するおそれがある場合 イ 異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ウ 決壊や越流が発生した場合 エ 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合(避難対象はエリアを限定する)  市防災計画 第3編 災害応急対策計画 第6章 避難対策 より	(1)避難準備情報 ・関係する河川の観測所において、氾濫注意水位(警戒水位)を超え、かつ当該河川上流域の水位・気象予報等から引き続き水位の上昇が見込まれる場合 【氾濫注意水位】 1.日橋川(南大橋観測所)3.20m 2.阿賀川(山科観測所)2.70m 3.大塩川(熊倉観測所)1.80m 4.田付川(高吉観測所)1.20m 5.濁川(半在家観測所)1.20m 6.濁川(山郷道下観測所)1.80m 7.一の戸川(寺内観測所)1.50m  (2)避難警告 ・関係する河川の観測所において、氾濫危険水位(警戒水位)に達することが見込まれる場合、及び避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ・堤防の決壊につながるような漏水等を見つけた場合 【避難判断水位】 1.日橋川(南大橋観測所)3.84m 2.阿賀川(山科観測所)6.28m  (3)避難指示 ・災害の前兆現象の発生や現在の逼迫した状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合(関係する河川の観測所において、はん濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合等) 【氾濫危険水位】 1.日橋川(南大橋観測所)4.96m 2.阿賀川(山科観測所)7.60m  喜多方市地域防災計画 H26.11	(1)避難準備情報 ・関係する河川の観測所において、氾濫危険水位を超え引き続き水位の上昇が見込まれる場合。 【宮古観測所】 上開津、中開津、新村、海老沢、金上、村田新田、太田谷地の各行政区 ・避難判断水位(4.00m)に到達 ・2時間後に氾濫危険水位(5.19m)に到達 ・東原、細工名、村田、履形、五香(堤防の近傍地区)の各行政区 ・避難判断水位(4.00m)に到達 ・3時間後に氾濫危険水位(5.19m)に到達 【山科観測所】 西青津、三谷、和泉川原、中政所、大上の各行政区 ・避難判断水位(6.30m)に到達 ・2時間後に氾濫危険水位(7.70m)に到達 立川、沼越、青木、青津(堤防の近傍地区)の各行政区 ・避難判断水位(6.30m)に到達 ・3時間後に氾濫危険水位(7.70m)に到達  (2)避難警告 ・関係する河川の観測所において、氾濫危険水位に達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合。 または、河川管理施設の異常が確認された場合。 【宮古観測所】 上開津、中開津、新村、海老沢、金上、村田新田、太田谷地の各行政区 ・氾濫危険水位(5.19m)に到達 ・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれの被災等)を確認 ・2時間後に氾濫危険水位(5.19m)に到達 ・東原、細工名、村田、履形、五香(堤防の近傍地区)の各行政区 ・1時間後に氾濫危険水位(5.19m)に到達 ・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれの被災等)を確認 【山科観測所】 西青津、三谷、和泉川原、中政所、大上の各行政区 ・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれの被災等)を確認 ・氾濫危険水位(7.70m)に到達 立川、沼越、青木、青津(堤防の近傍地区)の各行政区 ・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれの被災等)を確認 ・1時間後に氾濫危険水位(7.70m)に到達  (3)避難指示 ・災害の前兆現象の発生や現在の逼迫した状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合。 【宮古観測所】 上開津、中開津、新村、海老沢、金上、村田新田、太田谷地の各行政区 ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認 ・東原、細工名、村田、履形、五香(堤防の近傍地区)の各行政区 ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認 ・氾濫危険水位(5.19m)に到達 【山科観測所】 西青津、三谷、和泉川原、中政所、大上の各行政区 ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認 ・氾濫危険水位(7.70m)に到達  避難行動計画により	避難準備情報 □ 観測所において、避難判断水位を超過した場合、はん濫警戒情報等の水位予測において、今後更に水位の上昇が見込まれる場合 □ 堤防において漏水や侵食等が発見された場合 (避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合の判断基準) □ 判断する時点(夕刻)での河川の水位・今後の気象予測等から、夜間・早朝に別表の観測所において避難判断水位を超過することが見込まれる場合 □ 降雨を伴った風が夜間から明け方に接近通過し、多量の降雨が見込まれる場合  避難警告 □ 観測所において、避難判断水位を超過した場合、はん濫警戒情報等の水位予測により、水位が計画高を超過することが見込まれる場合、又は、急激な水位上昇によるはん濫のおそれがある場合 □ 観測所において、はん濫危険水位を超過した場合のうち、今後の気象情報等から避難指示を発令するまでには至らない場合 □ 流域雨量指数が警報値に達した場合 □ 異常な漏水等が発見された場合 (避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合の判断基準) □ 判断する時点(夕刻)での河川の水位・今後の気象予測等から、夜間・早朝にははん濫危険水位を超過することが見込まれる場合、若しくははん濫が発生すると見込まれる場合  避難指示 □ 観測所において、はん濫危険水位を超過した場合のうち、今後更に水位の上昇が見込まれる場合、又は計画高水位に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) □ 堤防における異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により、決壊のおそれが高まった場合 □ 堤防の決壊や越水・溢水の発生又ははん濫発生情報が発見された場合  会津美里町避難警告等の判断・伝達マニュアルより	避難準備情報 ・人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。 避難警告 ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 避難指示 ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	避難警告等の発令基準				
避難場所・避難経路	(1)避難場所・避難所 市ホームページに掲載するほか、ハザードマップ、家庭用防災カルテ、市政だより等で随時周知を図る。「避難場所」として、小中学校、県立高校、会津大学、公園及び体育館等を指定。なお、公共施設以外にも、民間事業所等の協力を得て、避難場所の指定を行う。 また、「避難所」は、原則として小中学校を指定し、加えて民間事業所等の協力により基準を満たす地域の民間事業所の施設等についても指定する。なお、地区公民館やコミュニティセンターは、自主避難者等の一時的な受け入れ施設として位置づける。  (2)避難経路 地域と協議し、避難場所や避難所等周辺の危険箇所把握に努め、避難誘導を行う際には、災害の状況に応じた避難経路を明らかにするとともに、広域避難が必要な場合に備えて、そのルートの確認を行う。(指定経路の公表までは行っていない。)  市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第5章 避難・誘導体制づくり より	(1)避難場所 喜多方市地域防災計画(資料編)にて策定、防災パンフレット等により周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。  (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)  (3)避難の考え方、避難所の位置、避難にあたっての注意事項等を、避難所案内標識の設置、広報誌や防災パンフレット等の配布、ハザードマップの作成及び配布、市ホームページへの掲載、防災訓練等の実施などの方法により住民に周知徹底を図る。  喜多方市地域防災計画H26.11	(1)避難所 地域防災計画書にて指定(資料編17指定避難所、18指定緊急避難場所) ・防災マップにて避難所等を明示 ・HP、各地区コメンにて閲覧可能(希望者には計画書を配布)  (2)避難経路 地域防災計画上、「避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること、この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。」としており、指定経路の特に定めていない。しかしながら、緊急輸送路は、各避難所に通じる路線すべてを第1次から第3次各補選として指定していることから、当該路線を関係機関と連携し、道路啓開に当たる。  避難行動計画により	1)避難場所 会津美里町地域防災計画(一般災害対策編)にて策定、HPにより周知、小中学校、公民館などの公共施設を指定している。  (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。(指定経路の公表までは行っていない。)  会津美里町地域防災計画第3版(一般災害対策編)P52～P53、P126	(1)避難所 湯川村地域防災計画(資料編)にて策定(洪水ハザードマップを含む)、HPにより周知、学校等の公共施設が主。  (2)避難経路 湯川村地域防災計画(資料編)及び洪水ハザードマップにより避難所や避難経路について、確認しておく。(避難場所の指定はしているが、避難経路については指定していない)
住民等への情報伝達の体制や方法	・総合的な情報提供は、市ホームページを基本とし、また、通信連絡手段として防災メールをはじめとする携帯メールやSNS等を活用。さらには、広報チラシ等も活用。  ・最新の災害情報は、市のホームページで公表するものとし、一定程度情報を整理した内容を広報チラシ、FMラジオ、テレビ等で周知。  ・要配慮者の中で、自力での避難行動が困難である高齢者や障がい者等については、避難行動要支援者と位置づけ、名簿登録や個別支援計画等の作成を行う。また、広く関係者による支援体制を構築するため、対象者の本人同意による地域や関係機関への名簿情報提供を進めるとともに、個人情報保護に配慮しながら、災害時には支援関係者に情報を提供できる体制を構築する。  市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第9章 災害時に備えた要配慮者の安全確保及び 第3編 災害応急対策計画 第4章 災害時の広報 より	・災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、市防災会議委員はそれぞれの属する機関を通じ、災害に関する情報の収集に努めるものとし、収集した情報等はすみやかに市防災会議会長へ通報するものとする。  ・市防災会議会長は、収集した情報等について関係機関の業務等に連絡するものは、市防災会議委員又は関係災害対応責任者に通報するものとする。  下記1～3の方法により住民への情報伝達を行う 1:テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認 2:ハザードマップ等による避難時・避難ルートの確認 3:防災無線、携帯メール等による避難準備情報	(1)避難準備情報・避難警告・避難指示の伝達は(住民等への伝達) ・防災行政無線(同報系)・広報車・消防車両 ・自主防災組織(行政区長) - 電話・fax ・公式HP ・避難行動要支援者 ・支援者事前登録者 - 電話・fax ・避難行動要支援者 - 電話・fax にて迅速に伝達する。 防災関係機関 - 電話・fax  避難行動計画により	・避難準備情報、避難警告等の伝達は、防災情報システムと併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急通報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるような体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。  ・浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設について、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報、避難準備情報、避難判断水位(特別警戒水位)到達情報、避難警告及び避難指示の各情報について、防災情報システム放送、一般加入電話及び車両広報を軸として伝達を行う。  会津美里町地域防災計画第3版(一般災害対策編)P73、P123	・エリアメール、登録制メール、広報車での周知。

情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村
避難誘導体制	<p>警察署や消防と連携して以下の対策に取り組み、住民が円滑に避難できる体制を整備する。また、災害時応援協定を締結している警備会社等が、これに協力する体制で行う。</p> <p>・避難誘導体制の整備 大規模災害発生時に避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の危険箇所等を踏まえた避難誘導体制・方法を検討し、災害時に備える。</p> <p>・広報活動の推進 大規模災害発生時に避難者の避難行動の円滑な実施と緊急車両の通行を確保するため、日頃から適切な広報活動を行う。</p> <p>・避難行動要支援者の避難支援 災害時において、自主避難が困難な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」については、避難行動準備情報の提供や地域による対応など、早期に避難できる体制の整備に努める。</p> <p>・観光客等に公共交通機関運行情報や避難所・避難場所情報等をホームページを活用して周知し、避難誘導する体制づくりを進める。</p> <p>市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第5章 避難・誘導体制づくり より</p>	<p>(1)避難誘導者 喜多方警察署、消防機関の職員及び団員が実施するものとし、自治会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行う。また事前に誘導責任者を定めておくものとする。</p> <p>(2)避難誘導 避難場所の看板に災害ごとの表示を行い、避難場所を避難者に徹底させるため、広報宣伝を行う。また災害の規模等により避難場所および避難経路を臨機応変に選択等対処できるよう誘導責任者は平常から心がけておくものとする。</p> <p>(3)避難順位 誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、病人等の要援護対象者を優先するものとする。自力で避難できない場合、または避難経路中危険がある場合、寝たきり老人、子供の避難については出来るだけ車両を利用して行う。</p> <p>喜多方市地域防災計画H26.11</p>	<p>(1)避難誘導者 警察署、消防機関の職員、水防団員(消防団員)・行政区(自主防災組織)・町職員が実施する。</p> <p>(2)避難誘導 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体が健康者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。</p> <p>・危険な地点には標示やなわ張りを行うほか状況により誘導員を配置し安全を期すること。</p> <p>・高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。</p> <p>・誘導中は事故防止に努める。</p> <p>・避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できるかぎり町内会等の単位で行うこと。</p> <p>(3)避難順位 ・要配慮者を含め、避難の順位は、おおむね次の順序によるものとする。 ア 傷病者 イ 高齢者等要配慮者 ウ 歩行困難な者 エ 幼児 オ 学童 カ 女性 キ 上記以外の一般住民 ク 災害応急対策従事者 ケ ペット</p> <p>・避難行動要支援者の避難支援 避難行動要支援者の生命または身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者が、あらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿を基に避難支援等を行うとともに、町は平時からの情報提供について同意していない避難行動要支援者についての情報も、避難支援等関係者その他の者に提供し、避難支援等の協力を要請する。</p> <p>(1)避難支援等関係者等の対応原則 避難支援等関係者はあらかじめ町から提供されている避難行動要支援者名簿に基づき避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人または家族等の生命または身体の安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。</p> <p>(2)避難支援等関係者等の安全確保措置 町は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。</p> <p>地域防災計画により</p>	<p>住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置に当たる。</p> <p>(1)避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体が健康者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。</p> <p>(2)危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。</p> <p>(3)高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。</p> <p>(4)誘導中は事故防止に努めること。</p> <p>(5)避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば自治区等の単位で行う。</p> <p>会津美里町地域防災計画(第3版)P123~P124</p>	<p>基本方針(避難誘導者、避難優先順位等)は地域防災計画(資料編)で定められている。</p>

水防に関する事項

項目	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村
河川水位等に係る情報提供	<p>市地域防災計画P96、97の「関係機関災害情報連絡システム図」の通り。</p>	<p>気象状況および洪水予報の通知は、福島地方気象台から福島県災害対策課を介して気象情報等メール配信システムにより伝達する。</p> <p>喜多方市から、市防災行政無線(同報系)、コミュニティ放送、市及び消防の広報車、サイレン、インターネット等多様な情報伝達手段を使用し、当該区域住民の安全確保を図るものとする。</p> <p>喜多方市地域防災計画H26.11</p>	<p>災害対策本部より直接消防団へ連絡 ・防災行政無線(同報系)を通じて各水位超過ごとに周知。状況により水防団(消防団・行政区)へ直接連絡をする。</p> <p>避難行動計画により</p>	<p>会津美里町地域防災計画第3版(一般災害対策編)P97の伝達システム図の通り。</p> <p>会津美里町地域防災計画第3版より</p>	<p>河川の水位が水防団待機水位に達した場合、水防団等関係機関に周知。</p>
河川の巡視区間	<p>次の事態が生じた場合には、出動指令を発し、速やかに所轄の水防団を非常配備につかせる。</p> <p>(1) 水防管理者が自らの判断により必要と認めるとき。</p> <p>(2) 所轄河川等が氾濫注意水位(警戒水位)に達する等、治水上の危険が生じたとき。</p> <p>(3) 水防法第16条による水防警報が発表されたとき。</p> <p>(4) その他、県地方水防本部からの指示があったとき。</p> <p>市水防計画より</p>	<p>消防団の各分団受持区域あり、出動指令を受けて巡視を実施する。</p>	<p>消防団の各分団受持区域一覧表の通り。</p> <p>水防計画書第11水防活動等8河川、堤防の巡視等により</p>	<p>水防警報を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防団分団長(消防団分団長)に対し通報を通知し、必要員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。</p> <p>会津美里町防災計画書第3版(一般災害対策編)P112</p>	<p>水防団待機水位に達すると、水防団等関係機関で河川の巡視警戒を実施している。</p>
水防資機材の整備状況	<p>水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。</p> <p>市水防計画より</p>	<p>災害対策本部として使用する場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう、あらかじめ特定しておくとともに、非常通信設備、ファクシミリ、複写機等の必要な備品ならびに必要な図書、帳票類を平常時から整備しておく。</p> <p>・本庁舎では、非常用電源施設となっている。</p>	<p>水防資材備蓄一覧表の通り。</p> <p>水防計画書第10水防資器材のとおり</p>	<p>水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画書に記載している。</p> <p>会津美里町水防計画書H28.3 P14</p>	<p>道の駅(水防センター)に水防資機材を整備した。(H26)</p>
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>防災拠点施設の代替施設として、生涯学習総合センター(會津積古堂)、水道部庁舎、北会津支所、河東支所を指定。</p> <p>・会津若松医師会等の協力により、医療施設等について調査を行い、被災状況等を把握。被災状況に応じて、入院患者等の転院等の対応が必要な場合は、消防署等関係機関との連携のもと対応し、救護所から搬送される重傷患者の収容医療機関を確保。</p> <p>市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い体制づくり、及び第3編 災害応急対策計画 第8章 応急医療・救護対策 より</p>		<p>本庁舎が被災した場合または被災するおそれがある場合は、中央公民館に災害対策本部を設置(業務継続計画より)</p> <p>・浸水想定区域内にある福祉等関係事業所に対し、水防計画の定めのとおり関係事業所に早期情報伝達を図る。</p>	<p>記載なし。</p> <p>会津美里町防災計画書第3版(一般災害対策編)より</p>	<p>庁舎が被災した場合、村公民館等の他公共施設に災害対策本部を設置。</p>

氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>あらかじめ関係機関での緊急時連絡体制を構築するとともに、ポンプ車による排水設備、さらには土壌など対応に必要な資材・機材・設備の充実にも努める。</p> <p>市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第4章 地震以外の災害対策 より</p>		<p>水防計画により 第16 排水樋管及び河川水門等管理 水門の操作責任者は、ゲート等の操作を確実に実施し、水害の発生を未然に防止するものとする。</p> <p>また、水門(樋門等)の管理者は、危機の異常等により操作が不可能または著しく困難となったときは、水防団等の応援を要請し、適切な処置を講ずる。により実施。</p>	<p>洪水時の水門や樋管等の閉鎖等他動的原因による湛水歴のある地域については、新たな排水施設や改良工事を施行し、必要な浸水対策を図る</p> <p>会津美里町防災計画書第3版(一般災害対策編)P31</p>	<p>消防ポンプによる排水作業を実施している。</p>

## 現状の取組状況の共有とりまとめについて



現状の取組状況の共有とまとめについて

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	北陸地蔵	気象台	福島県	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村	現状と課題	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省が基準観測所の水位より水防警報を発表している。</li> <li>阿賀川・日橋川(国管理区間)において想定最大規模降雨規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を阿賀川河川事務所HP等で公表している。</li> <li>避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を阿賀川河川事務所と気象台の共同で実施している。日橋川では水位到達情報を提供する水位周知を実施している。</li> <li>災害発生のおそれがある場合は、阿賀川河川事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を阿賀川河川事務所と気象台の共同で実施している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>湯川、宮川、田付川は「福島県水防計画書」で「水防警報河川」に指定されているため、出水により河川水位が「通報水位」及び「警戒水位」に達した場合、関係市町へ「福島県水防警報」を発令し周知している。なお、湯川において、避難時間(リードタイム)や出水特性(水位上昇量等)を踏まえ、平成28年度に基準水位の見直しを行う予定。</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。</li> </ul>	1
									<ul style="list-style-type: none"> <li>水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。</li> </ul>	2
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿賀川本・支川(国管理区間)における避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者と共同で洪水予報を発表している。</li> <li>警戒・注意情報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画、避難行動計画マニュアルで定めた発令基準に基づき、避難勧告等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画、避難行動計画マニュアルで定めた発令基準に基づき、避難勧告等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画、避難行動計画マニュアルで定めた発令基準に基づき、避難勧告等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画、避難行動計画マニュアルで定めた発令基準に基づき、避難勧告等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿賀川本・支川(県管理区間)における避難勧告等の発令に着目したタイムライン等が未整備であるため適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。</li> <li>タイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</li> </ul>	3	
避難場所・避難経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>県管理区間について浸水想定区域図を作成するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)避難場所等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップ及び家庭用防災カルテを平成26年度に全戸配布。市ホームページに掲載するほか、ハザードマップ、家庭用防災カルテ、市政だより等で随時周知を図る。避難場所として、小中学校、公民館などを指定、避難所は小中学校を指定している。</li> </ul> </li> <li>(2)避難経路                             <ul style="list-style-type: none"> <li>地域と協議し、避難所等周辺の危険箇所把握に努め、避難誘導を行う際には、災害の状況に応じた避難経路の確認を行う。(指定経路の公表までは行っていない。)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)避難場所                             <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画概要版を市内全戸に配布し、各地区において説明会を実施した。</li> <li>喜多方市地域防災計画(資料編)にて策定、防犯パンフレット等により周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。</li> </ul> </li> <li>(2)避難経路                             <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)避難所                             <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画書にて指定、防災マップにて避難所等を明示、HP、各地区コミセンにて閲覧可能(希望者には計画書を配布)。小中学校、公民館などの公共施設を指定している。</li> </ul> </li> <li>(2)避難経路                             <ul style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画上、「避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体が健康者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。」としており、指定経路の特に定めていない。</li> <li>しかしながら、緊急輸送路は、各避難所に通じる路線すべてを第1次から第3次各路線として指定していることから、当該路線を関係機関と連携し、道路啓開に当たる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1)避難場所                             <ul style="list-style-type: none"> <li>会津美里町地域防災計画(一般災害対策編)にて策定、HPにより周知。小中学校、公民館などの公共施設を指定している。</li> </ul> </li> <li>(2)避難経路                             <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。(指定経路の公表までは行っていない。)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)避難所                             <ul style="list-style-type: none"> <li>湯川村地域防災計画(資料編)にて策定(洪水ハザードマップを含む)、HPにより周知。学校等の公共施設が主。</li> </ul> </li> <li>(2)避難経路                             <ul style="list-style-type: none"> <li>湯川村地域防災計画(資料編)及び洪水ハザードマップにより避難所や避難経路について、確認しておく。(避難場所の指定はしているが、避難経路については指定していない)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</li> <li>大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</li> <li>避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</li> <li>住民参加型の訓練を実施したとしても、参加者が一部であり、大多数への周知が図られていないものと思われる。</li> </ul>	4
				<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</li> </ul>	5					
				<ul style="list-style-type: none"> <li>住民参加型の訓練を実施したとしても、参加者が一部であり、大多数への周知が図られていないものと思われる。</li> </ul>	6					
				<ul style="list-style-type: none"> <li>住民参加型の訓練を実施したとしても、参加者が一部であり、大多数への周知が図られていないものと思われる。</li> </ul>	7					
				<ul style="list-style-type: none"> <li>住民参加型の訓練を実施したとしても、参加者が一部であり、大多数への周知が図られていないものと思われる。</li> </ul>	7					
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を阿賀川河川事務所HPや報道機関を通じて伝達している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災気象情報等を防災情報提供システム等により、自治体や報道機関に伝達している。</li> <li>気象情報等を、自治体や報道機関及び気象庁HPを通じて住民等へ伝達している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川流域総合情報システムによる河川水位、雨量情報等を県のホームページを通じて伝達している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民へ防災メール、エリアメールを配信。</li> <li>巡視を行い、車両からスピーカーで広報。</li> <li>FM会津で緊急割り込み放送を行う。</li> <li>区長会を通じて地域住民へ避難情報の伝達を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記1～3の方法により住民への情報伝達を行う                             <ol style="list-style-type: none"> <li>テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認</li> <li>ハザードマップ等による避難時・避難ルートの確認</li> <li>防災無線、携帯メール等による避難準備情報</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町災害本部において、上表を整理し、避難勧告等の情報伝達は、HP、防災行政無線(同報系)並びに行政区長並びに消防団から住民へ伝達。当該地区住民の安全を図る。</li> <li>区域内福祉関係施設に対しても、災害対策本部福祉班から各施設へ直接情報を伝達する。</li> <li>避難行動要支援者に対しては、災害対策本部福祉班から、民生児童委員並びに支援者に対し、同様の情報を伝達、併せて安否確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の伝達は、防災情報システム放送(有線屋外スピーカー)や、町及び消防団の広報車、緊急速報メール、アラート、町HP等の多様な情報伝達手段を使用し、当該区域住民の安全確保を図る。</li> <li>区域内の要配慮者施設に対しても、同様の手段、または一般加入電話等により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エリアメール、登録制メール、広報車での周知。</li> <li>緊急速報メール、アラート、町HP等の多様な情報伝達手段を使用し、当該区域住民の安全確保を図る。</li> <li>区域内の要配慮者施設に対しても、同様の手段、または一般加入電話等により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>急激な水位上昇等における担当者による迅速な対応が困難。</li> <li>防災行政無線が現在のところ整備されていない地域がある。</li> <li>大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。</li> <li>WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。</li> <li>災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。</li> <li>住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。</li> </ul>	8
									9	
										10
										11
										12
										13
避難誘導体制				<ul style="list-style-type: none"> <li>警察、消防及び消防団や自主防災組織と情報を共有し、適切な体制で避難誘導を行う。</li> <li>巡視で得た情報や地域特性に応じた対応など、状況に応じて総合的な判断を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、避難行動要支援者については民生児童委員の協力を得て体制を整えているが、今後は自主防災組織の支援も考慮する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察署、消防署、消防団の協力を得て、行政区単位に一時避難所場所に避難住民を集合させたのち、必要によりあらかじめ災害対策本部が指定した指定避難所に誘導する。</li> <li>誘導する際は、本部が指定する避難経路に従い誘導するが、場合によっては、状況に応じ臨機応変に選択できるよう、消防団員・行政区(自主防災組織)役員等は、平常時から避難経路を確認しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置に当たる。</li> <li>避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば自治区等の単位で行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針(避難誘導者、避難優先順位等)は地域防災計画(資料編)で定められている。</li> <li>災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。</li> </ul>	14	

②水防に関する事項

項目	北陸地整	気象台	福島県	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	・災害発生のおそれがある場合は、阿賀川河川事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)をしている。 ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。	・河川管理者と共同で洪水予報を発表し、報道機関等を通じて伝達している。	・河川流域総合情報システムによる河川水位、雨量情報等を県のHPを通じて伝達している。 ・異常気象時における職員参集体制において、情報提供できる職員を必ず配備している。	・1つ以上の気象警報が発表された場合、防災情報メールによる市民への広報を行う。 ・水位上昇により避難準備情報等を発令する場合、緊急速報メール、防災情報メール、市HP、FMあいつ、消防団による広報、区長への連絡などにより周知する。	・水防警報を受けた場合は、水防団に依頼し河川の巡視を実施している。 また、水位上昇が見込まれる場合は、防災行政無線、広報車、コミュニティFMなどにより周知する。	・はん濫注意水位に達し、今後も水位が上昇し続けると判断される場合、関係機関に周知。  ○情報伝達ルート 水防計画書「7水防に関する連絡体制」とおり	・会津美里町地域防災計画第3版(一般災害対策編)P97の伝達系統図の通り。	・河川の水位が水防団待機水位に達した場合、水防団等関係機関に周知。	・HP等の防災情報の持つ意味やその後の対応について共有するための継続的な広報等が必要である。	15
									・優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。	16
河川の巡視区間	・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には河川巡視を実施している。		・市街地、重要水防区域等、特に巡視を強める必要のある区間については、出水時に河川巡視を実施している。その他区間についても日常的に巡視を実施している。	・出水期前に、河川事務所、県と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・河川水位の上昇が見込まれる場合は市及び水防団が危険箇所の巡視を行う。	・水防団待機水位に達すると水防団に出動できる態勢を依頼し、必要に応じて河川の巡視を実施している。	・水防計画により消防団各分団の受け持ち区間を定めている。阿賀川(南岸)・阿賀川(左岸)・旧宮川(和泉川原・茶屋町周辺)	・水防警報を受けたときは、直ちに各河川の水防受検区域の水防団分団長(消防団分団長)に対し通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。	・河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。	17	
								・水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りにきれいなことや、定時巡回ができない状況にある。	18	
								・水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	19	
水防資機材の整備状況	・防災ステーション、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。		・水防資機材については、水防管理団体が水防倉庫等に備蓄しているが、河川管理者が持つ資機材も水防計画に基づき緊急時に提供できる状態である。 ・劣化しやすい資材を重点的に更新することとし、機材が適正に稼働するか確認を1回/月程度行っている。	・ライフジャケットなど水防用資材を水防倉庫に計画的に配備。 ・市内10箇所に土の置き場を設け、出水時に住民が自由に使用可能な状態である。	・今年度はUV対応の土のう袋等を購入し、各地区に土のう置き場を設置した。	・水防計画により整備  ○町保有の水防資材水防計画書「第10水防資材一覧表」とおり	・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画書に記載している。	・道の駅(水防センター)に水防資機材を整備した。(H26)	・水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ・水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。	20
								・鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、阿賀川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。	21	
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	・停電が発生した場合においても非常用発電機により72時間分の電力を確保している。	・災害対応時において、仮に停電が発生した場合においても非常用発電機により120時間分の電力を確保し、引き続き防災気象情報の発表が可能となっている。	記載なし。	・市庁舎が被災した場合、防災拠点施設の代替施設として水道部、北会津支所、河東支所、生涯学習センターを指定する。 ・会津若松医師会と連携し、臨時救護所から重症病者を搬送できる医療機関を確保する。	・本庁舎が被災した場合または被災するおそれがある場合は、状況に応じて市内の公共施設を代替施設とする。 ・喜多方医師会と連携し、傷病者を搬送できる医療機関を確保する。	・本庁舎が被災した場合または被災するおそれがある場合は、中央公民館に災害対策本部を設置(業務継続計画より) ・浸水想定区域内にある福祉等関係事業所に対し、水防計画の定めのとおり関係事業所に早期情報伝達を図る。	・災害対策本部設置場所である高田庁舎が被災した場合または被災するおそれがある場合は、新鶴庁舎に災害対策本部を設置する。	・庁舎が被災した場合、村公民館等の他公共施設に災害対策本部を設置。		

③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	北陸地整	気象台	福島県	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ・樋門の操作点検を出水期前に実施している。		・樋門等の操作について市町村に委託している。	・河川事務所等と連携し、排水ポンプ車による排水。	・排水施設の近くの方に委託している。	・災害時応援協定に基づき、建設業組合及びアクティオに対し、排水資機材の応援を求めらる。	・洪水時の水門や樋管等の閉鎖等他動的原因による浸水歴のある地域については、新たな排水施設や改良工事を施行し、必要な浸水対策を図る。	・消防ポンプによる排水作業を実施している。	・排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応をえなない懸念がある。	22
									・現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。	23
既存ダムにおける洪水調節の現状	・洪水調節機能を有するダムで洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。		・東山ダムでは自然調整方式で運用し、下流域の被害を軽減させている。							

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	北陸地整	気象台	福島県	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	・計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、上下バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。 ・堤防の漏水や侵食など越水以外にも水害リスクが高い箇所について、整備を推進している。		・固定堰であった洗堰の改修が平成25年6月に完了したことから、平成26年度に湯川・古川合流点を一部河道開削した。平成27年度は、国管理界面上流の河道掘削を実施し、今後下流から順次、環境への影響を極力抑えるよう、湯川・古川の河道開削を進めている。						・計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。	24
									・堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	25
									・洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。	26

本資料は各市町の地域防災計画(いずれもホームページで公開)記載事項の抜粋を主として作成。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村
避難準備情報	(1)避難準備情報 阿賀川(馬越)洪水予報河川 ア エのいずれか1つに該当する場合 イ 水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の河川水位が上昇している場合 ウ 水位が避難判断水位に到達し、かつ、はん濫警戒情報において引き続き水位上昇が見込まれている場合 エ 日没までの時点で、夜間に水位が避難判断水位に到達すると見込まれる場合 オ 漏水等が発見された場合  阿賀川以外の河川(水位周知河川) ア 水位が避難判断水位に到達した場合 イ 水位がはん濫注意水位に到達し、上流域の水位や降雨状況、気象情報から、なお水位上昇が見込まれる場合 ウ 日没までの時点で、夜間に水位が避難判断水位に到達すると見込まれる場合 エ 漏水等が発見された場合  (2)避難警告 阿賀川(馬越)洪水予報河川 ア 水位がはん濫注意水位に到達した場合 イ 水位が避難判断水位を超えた状態で、はん濫警戒情報の水位予測により、急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合 ウ 日没までの時点で、夜間に水位が避難判断水位に到達すると見込まれる場合 エ 異常な漏水等が発見された場合  阿賀川以外の河川(水位周知河川) ア 水位が避難判断水位に到達した場合 イ 水位が避難判断水位に到達し、上流域の水位や降雨状況、気象情報から、なお水位上昇が見込まれる場合 ウ 日没までの時点で、夜間に水位が避難判断水位に到達すると見込まれる場合 エ 異常な漏水等が発見された場合  (3)避難指示 阿賀川(馬越)洪水予報河川 ア 水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合 イ 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ウ 決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合 エ 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合(避難対象はエリアを限定する)  阿賀川以外の河川(水位周知河川) ア 水位が堤防高に到達するおそれがある場合 イ 異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ウ 決壊や越流が発生した場合 エ 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合(避難対象はエリアを限定する)  ※市防災計画 第3編 災害応急対策計画 第6章 避難対策 より	(1)避難準備情報 ・関係する河川の観測所において、氾濫注意水位(警戒水位)を超え、かつ当該河川上流域の水位・気象予報等から引き続き水位の上昇が見込まれる場合 【氾濫注意水位】 1. 日橋川(南大橋観測所)3. 20m 2. 阿賀川(山科観測所)2. 70m 3. 大塩川(熊倉観測所)1. 80m 4. 田付川(高吉観測所)1. 20m 5. 濁川(半在家観測所)1. 20m 6. 濁川(山郷道下観測所)1. 80m 7. 一の戸川(寺内観測所)1. 50m  (2)避難警告 ・関係する河川の観測所において、氾濫危険水位(警戒水位)に達することが見込まれる場合、及び避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ・堤防の決壊につながるような漏水等が発見した場合 【避難判断水位】 1. 日橋川(南大橋観測所)3. 84m 2. 阿賀川(山科観測所)6. 28m  (3)避難指示 ・災害の前兆現象の発生や現在の逼迫した状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合(関係する河川の観測所において、はん濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合等) 【氾濫危険水位】 1. 日橋川(南大橋観測所)4. 96m 2. 阿賀川(山科観測所)7. 60m  ※喜多方市地域防災計画 H26.11	(1)避難準備情報 ・関係する河川の観測所において、氾濫危険水位を超え引き続き水位の上昇が見込まれる場合。 【宮古観測所】 ○上開津、中開津、新村、海老沢、金上、村田新田、太田谷地の各行政区 ・避難判断水位(4.00m)に到達 ・2時間後に氾濫危険水位(5.19m)に到達 ○東原、細工名、村田、履形、五香(堤防の近傍地区)の各行政区 ・避難判断水位(4.00m)に到達 ・3時間後に氾濫危険水位(5.19m)に到達 【山科観測所】 ○西青津、三谷、和泉川原、中政所、大上の各行政区 ・避難判断水位(6.30m)に到達 ・2時間後に氾濫危険水位(7.70m)に到達 ○立川、沼越、青木、青津(堤防の近傍地区)の各行政区 ・避難判断水位(6.30m)に到達 ・3時間後に氾濫危険水位(7.70m)に到達  (2)避難警告 ・関係する河川の観測所において、氾濫危険水位に達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合。または、河川管理施設の異常が確認された場合。 【宮古観測所】 ○上開津、中開津、新村、海老沢、金上、村田新田、太田谷地の各行政区 ・氾濫危険水位(5.19m)に到達 ・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれの被災等)を確認 ・2時間後に氾濫危険水位(5.19m)に到達 ○東原、細工名、村田、履形、五香(堤防の近傍地区)の各行政区 ・1時間後に氾濫危険水位(5.19m)に到達 ・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれの被災等)を確認 【山科観測所】 ○西青津、三谷、和泉川原、中政所、大上の各行政区 ・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれの被災等)を確認 ・氾濫危険水位(7.70m)に到達 ○立川、沼越、青木、青津(堤防の近傍地区)の各行政区 ・河川管理施設の異常(漏水等破堤につながるおそれの被災等)を確認 ・1時間後に氾濫危険水位(7.70m)に到達  (3)避難指示 ・災害の前兆現象の発生や現在の逼迫した状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合。 【宮古観測所】 ○上開津、中開津、新村、海老沢、金上、村田新田、太田谷地の各行政区 ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認 ○東原、細工名、村田、履形、五香(堤防の近傍地区)の各行政区 ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認 ・氾濫危険水位(5.19m)に到達 【山科観測所】 ○西青津、三谷、和泉川原、中政所、大上の各行政区 ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認 ○立川、沼越、青木、青津(堤防の近傍地区)の各行政区 ・破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常(堤防本体の亀裂、大規模漏水等)を確認 ・氾濫危険水位(7.70m)に到達  避難行動計画により	避難準備情報 ・観測所において、避難判断水位を超過した場合、はん濫警戒情報等の水位予測において、今後更に水位の上昇が見込まれる場合 ・堤防において漏水や侵食等が発見された場合 (避難が必要な状況が夜間・早期になると想定される場合の判断基準) ・判断する時点(夕刻)での河川の水位、今後の気象予測等から、夜間・早期に別表の観測所において避難判断水位を超過することが見込まれる場合 ・降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が見込まれる場合  避難警告 ・観測所において、避難判断水位を超過した場合、はん濫警戒情報等の水位予測により、水位が計画高を超過することが見込まれる場合、又は、急激な水位上昇によるはん濫のおそれがある場合 ・観測所において、はん濫危険水位を超過した場合のうち、今後の気象情報等から避難指示を発令するまでには至らない場合 ・流域雨量指数が警戒値に達した場合 ・異常な漏水等が発見された場合 (避難が必要な状況が夜間・早期になると想定される場合の判断基準) ・判断する時点(夕刻)での河川の水位、今後の気象予測等から、夜間・早期にははん濫危険水位を超過することが見込まれる場合、若しくははん濫が発生すると見込まれる場合  避難指示 ・観測所において、はん濫危険水位を超過した場合のうち、今後更に水位の上昇が見込まれる場合、又は計画高水位に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) ・堤防における異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により、決壊のおそれが高まった場合 ・堤防の決壊や越水・溢水の発生又ははん濫発生情報が発表された場合  ※会津美里町避難警告等の判断・伝達マニュアルより	避難準備情報 ・人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。 避難警告 ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 避難指示 ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	避難警告等の発令基準	阿賀川(馬越)洪水予報河川 ア 水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合 イ 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ウ 決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合 エ 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合(避難対象はエリアを限定する)  阿賀川以外の河川(水位周知河川) ア 水位が堤防高に到達するおそれがある場合 イ 異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ウ 決壊や越流が発生した場合 エ 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合(避難対象はエリアを限定する)  ※市防災計画 第3編 災害応急対策計画 第6章 避難対策 より	喜多方市地域防災計画 H26.11	避難行動計画により	※会津美里町地域防災計画第3版(一般災害対策編)P52~P53、P126
避難場所・避難経路	(1)避難場所・避難所 市ホームページに掲載するほか、ハザードマップ、家庭用防災カルテ、市政だより等で随時周知を図る。「避難場所」として、小中学校、県立高校、会津大学、公園及び体育館等を指定。なお、公共施設以外にも、民間事業所等の協力を得て、避難場所の指定を行う。 また、「避難所」は、原則として小中学校を指定し、加えて民間事業所等の協力により基準を満たす地域の民間事業所の施設等についても指定する。なお、地区公民館やコミュニティセンターは、自主避難者等の一時的な受け入れ施設として位置づける。  (2)避難経路 地域と協議し、避難場所や避難所等周辺の危険箇所把握に努め、避難誘導を行う際には、災害の状況に応じた避難経路を明らかにするとともに、広域避難が必要な場合に備えて、そのルートの確認を行う。(指定経路の公表までは行っていない。)  ※市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第5章 避難・誘導体制づくり より	(1)避難場所 喜多方市地域防災計画(資料編)にて策定、防災パンフレット等により周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。  (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)  (3)避難の考え方、避難所の位置、避難にあたっての注意事項等を、避難所案内標識の設置、広報誌や防災パンフレット等の配布、ハザードマップの作成及び配布、市ホームページへの掲載、防災訓練等の実施などの方法により住民に周知徹底を図る。  ※喜多方市地域防災計画H26.11	(1)避難所 ・地域防災計画にて指定(資料編17指定避難所、18指定緊急避難場所) ・防災マップにて避難所等を明示 ・HP、各地区コミセンにて閲覧可能(希望者には計画書を配布)  (2)避難経路 地域防災計画上、「避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体が健康な者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。」としており、指定経路の特に定めていない。しかしながら、緊急輸送路は、各避難所に通じる路線すべてを第1次から第3次各補選として指定していることから、当該路線を関係機関と連携し、道路啓閉に当たる。	1)避難場所 会津美里町地域防災計画(一般災害対策編)にて策定、HPにより周知。小中学校、公民館などの公共施設を指定している。  (2)避難経路 洪水時の避難経路を指定し、当該区域住民の安全確保を図る。(指定経路の公表までは行っていない。)  ※会津美里町地域防災計画第3版(一般災害対策編)P52~P53、P126	(1)避難所 湯川村地域防災計画(資料編)にて策定(洪水ハザードマップを含む)、HPにより周知。学校等の公共施設が主。  (2)避難経路 ・湯川村地域防災計画(資料編)及び洪水ハザードマップにより避難所や避難経路について、確認しておく。(避難場所の指定はしているが、避難経路については指定していない)
住民等への情報伝達の体制や方法	・総合的な情報提供は、市ホームページを基本とし、また、通信連絡手段として防災メールをはじめとする携帯メールやSNS等を活用。さらには、広報チラシ等も活用。  ・最新の災害情報は、市のホームページで公表するものとし、一定程度情報を整理した内容を広報チラシ、FMラジオ、テレビ等で周知。  ・要配慮者の中で、自力での避難行動が困難である高齢者や障がい者等については、避難行動要支援者と位置づけ、名簿登録や個別支援計画等の作成を行う。また、広く関係者による支援体制を構築するため、対象者の本人同意による地域や関係機関への名簿情報提供を進めるとともに、個人情報保護に配慮しながら、災害時には支援関係者に情報を提供できる体制を構築する。  市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第9章 災害時に備えた要配慮者の安全確保及び 第3編 災害応急対策計画 第4章 災害時の広報 より	・災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、市防災会議委員はそれぞれの属する機関を通じ災害に関する情報の収集に努めるものとし、収集した情報等はすみやかに市防災会議会長あて通報するものとする。  ・市防災会議会長は、収集した情報等について関係機関の業務等に連絡するものは、市防災会議委員又は関係災害対応責任者に通報するものとする。  下記1~3の方法により住民への情報伝達を行う 1:テレビ、ラジオ、インターネット等による気象情報等の確認 2:ハザードマップ等による避難時・避難ルートの確認 3:防災無線、携帯メール等による避難準備情報  ※喜多方市地域防災計画 H26.11	(1)避難準備情報・避難警告・避難指示の伝達は○防災無線(同報系)・広報車・消防車両 ・自主防災組織(行政区長)ー電話・fax ・公式HP ○避難行動要支援者 ・支援者事前登録者ー電話・fax ・避難行動要支援者ー電話・fax にて迅速に伝達する。 ○防災関係機関ー電話・fax  避難行動計画により	・避難準備情報、避難警告等の伝達は、防災情報システムと併用して、広報車による伝達や、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるように体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。  ・浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設について、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報、避難準備情報、避難判断水位(特別警戒水位)到達情報、避難警告及び避難指示の各情報について、防災情報システム放送、一般加入電話及び車両広報を軸として伝達を行う。  ※会津美里町地域防災計画第3版(一般災害対策編)P73、P123)	・エリアメール、登録制メール、広報車での周知。



① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村
避難誘導体制	<p>・警察署や消防と連携して以下の対策に取り組む。住民が円滑に避難できる体制を整備する。また、災害時応援協定を締結している警備会社等が、これに協力する体制で行う。</p> <p>① 避難誘導体制の整備 大規模災害発生時に避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の危険箇所等を踏まえた避難誘導体制・方法を検討し、災害時に備える。</p> <p>② 広報活動の推進 大規模災害発生時に避難者の避難行動の円滑な実施と緊急車両の通行を確保するため、日頃から適切な広報活動を行う。</p> <p>③ 避難行動要支援者の避難支援 災害時において、自主避難が困難な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者」については、避難行動準備情報の提供や地域による対応など、早期に避難できる体制の整備に努める。</p> <p>・観光客等に公共交通機関運行情報や避難所・避難場所情報等をホームページ等を活用して周知し、避難誘導する体制づくりを進める。</p> <p>市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第5章 避難・誘導体制づくり より</p>	<p>(1) 避難誘導者 喜多方警察署、消防機関の職員及び団員が実施するものとし、自治会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行う。また事前に誘導責任者を定めておくものとする。</p> <p>(2) 避難誘導 避難場所の看板に災害ごとの表示を行い、避難場所を避難者に徹底させるため、広報宣伝を行う。また災害の規模等により避難場所および避難経路を臨機応変に選択等対処できるよう誘導責任者は平常から心がけておくものとする。</p> <p>(3) 避難順位 誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、病人等の要保護対象者を優先するものとする。自力で避難できない場合、または避難経路中危険がある場合、寝たきり老人、子供の避難については出来るだけ車両を利用して行う。</p> <p>※喜多方市地域防災計画H26.11</p>	<p>(1) 避難誘導者 ・警察署・消防機関の職員・水防団員(消防団員)・行政区(自主防災組織)・町職員が実施する。</p> <p>(2) 避難誘導 ・避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体が健康者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。</p> <p>・危険な地点には標示やなわ張りを行うほか状況により誘導員を配置し安全を期すること。</p> <p>・高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。</p> <p>・誘導中は事故防止に努める。</p> <p>・避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できる限り町内会等の単位で行うこと。</p> <p>(3) 避難順位 ・要配慮者を含め、避難の順位は、おおむね次の順序によるものとする。</p> <p>ア 傷病者 イ 高齢者等要配慮者 ウ 歩行困難な者 エ 幼児 オ 学童 カ 女性 キ 上記以外の一般住民 ク 災害応急対策従事者 ケ ペット</p> <p>・避難行動要支援者の避難支援 避難行動要支援者の生命または身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者が、あらかじめ町から提供された避難行動要支援者名簿を基に避難支援等を行うとともに、町は平時からの情報提供について同意していない避難行動要支援者についての情報も、避難支援等関係者その他の者に提供し、避難支援等の協力を要請する。</p> <p>(1) 避難支援等関係者等の対応原則 避難支援等関係者はあらかじめ町から提供されている避難行動要支援者名簿に基づき避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人または家族等の生命または身体を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。</p> <p>(2) 避難支援等関係者等の安全確保措置 町は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。</p> <p>地域防災計画により</p>	<p>住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置に当たる。</p> <p>(1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体が健康者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。</p> <p>(2) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。</p> <p>(3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。</p> <p>(4) 誘導中は事故防止に努めること。</p> <p>(5) 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば自治区等の単位で行う。</p> <p>※会津美里町地域防災計画(第3版)P123～P124</p>	<p>・基本方針(避難誘導者、避難優先順位等)は地域防災計画(資料編)で定められている。</p>

② 水防に関する事項

項目	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村
河川水位等に係る情報提供	<p>市地域防災計画P96、97の「関係機関災害情報連絡系統図」の通り。</p>	<p>気象状況および洪水予報の通知は、福島県気象台から福島県災害対策課を介して気象情報等メール配信システムにより伝達する。</p> <p>喜多方市から、市防災行政無線(同報系)、コミュニティ放送、市及び消防の広報車、サイレン、インターネット等多様な情報伝達手段を使用し、当該区域住民の安全確保を図るものとする。</p> <p>※喜多方市地域防災計画H26.11</p>	<p>・災害対策本部より直接消防団へ連絡 ・防災行政無線(同報系)を通じて各水位超過ごとに周知、状況により水防団(消防団・行政区)へ直接連絡をする。</p> <p>避難行動計画により</p>	<p>会津美里町地域防災計画第3版(一般災害対策編)P97の伝達系統図の通り。</p> <p>※会津美里町地域防災計画第3版より</p>	<p>・河川の水位が水防団待機水位に達した場合、水防団等関係機関に周知。</p>
河川の巡視区間	<p>・次の事態が生じた場合には、出動指令を発し、速やかに所轄の水防団を非常配備につかせる。</p> <p>(1) 水防管理者が自らの判断により必要と認めるとき。</p> <p>(2) 所轄河川等が氾濫注意水位(警戒水位)に達する等、治水上の危険が生じたとき。</p> <p>(3) 水防法第16条による水防警報が発表されたとき。</p> <p>(4) その他、県地方水防本部からの指示があったとき。</p> <p>※市水防計画より</p>	<p>・消防団の各分団受持区域あり、出動指令を受けて巡視を実施する。</p>	<p>・消防団の各分団受持区域一覧表の通り。</p> <p>水防計画書第11水防活動等8河川、堤防の巡視等により</p>	<p>水防警報を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長(消防分団長)に対し通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示する。</p> <p>※会津美里町防災計画書第3版(一般災害対策編)P112</p>	<p>・水防団待機水位に達すると、水防団等関係機関で河川の巡視警戒を実施している。</p>
水防資機材の整備状況	<p>・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。</p> <p>※市水防計画より</p>	<p>・災害対策本部として使用する場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう、あらかじめ特定しておくとともに、非常通信設備、ファクシミリ、複写機等の必要な備品ならびに必要な図書、帳票類を平常時から整備しておく。</p> <p>・本庁舎では、非常用電源施設となっている。</p>	<p>・水防資材備蓄一覧表の通り。</p> <p>水防計画書第10水防資器材のとおりに</p>	<p>・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画書に記載している。</p> <p>※会津美里町水防計画書H28.3 P14</p>	<p>・道の駅(水防センター)に水防資機材を整備した。(H26)</p>
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>・防災拠点施設の代替施設として、生涯学習総合センター(會津稲荷古堂)、水道部庁舎、北会津支所、河東支所を指定。</p> <p>・会津若松医師会等の協力により、医療施設等について調査を行い、被災状況を把握。被災状況に応じて、入院患者等の転院等の対応が必要な場合は、消防署等関係機関との連携のもと対応し、救護所から搬送される重傷病者の収容医療機関を確保。</p> <p>※市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い体制づくり、及び第3編 災害応急対策計画 第8章 応急医療・救護対策 より</p>		<p>・本庁舎が被災した場合または被災するおそれがある場合は、中央公民館に災害対策本部を設置(業務継続計画より)</p> <p>・浸水想定区域内にある福祉等関係事業所に対し、水防計画の定めのとおり関係事業所に早期情報伝達を図る。</p>	<p>記載なし。</p> <p>※会津美里町防災計画書第3版(一般災害対策編)より</p>	<p>・庁舎が被災した場合、村公民館等の他公共施設に災害対策本部を設置。</p>

③ 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>・あらかじめ関係機関での緊急時連絡体制を構築するとともに、ポンプ車による排水設備、さらには土壌など対応に必要な資材・機材・装備の充実に努める。</p> <p>※市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第4章 地震以外の災害対策 より</p>		<p>水防計画により</p> <p>第16 排水設備及び河川水門等管理 水門の操作責任者は、ゲート等の操作を確実に実施し、水害の発生を未然に防止するものとする。</p> <p>また、水門(樋門等)の管理者は、危機の異常等により操作が不可能または著しき困難となったときは、水防団等の応援を要請し、適切な処置を講ずる。により実施。</p>	<p>洪水時の水門や樋管等の閉鎖等他動的原因による湛水歴のある地域については、新たな排水施設や改良工事を施行し、必要な湛水対策を図る</p> <p>※会津美里町防災計画書第3版(一般災害対策編)P31</p>	<p>消防ポンプによる排水作業を実施している。</p>

## 目標達成のための取組(案)のとりまとめについて











減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)		北陸地整	福島県	福島地方気象台	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村			
2. ソフト対策の主な取組 「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組												
情報伝達、避難計画等に関する取組												
立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	4.5, 6.8, 14	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	H28年度から実施 ・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	H29年度以降検討		・想定最大規模での浸水深及び家屋倒壊危険区域等により避難計画を見直し、立ち退き避難が必要な区域を検討。 ・垂直避難等、柔軟な避難方法の検討。	H29年度以降検討 ・浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域等より、立ち退き避難が必要な区域を検討する。 ・想定最大規模での浸水深により避難計画の見直し整理	H29年度以降検討 ・浸水想定区域図等の公表後に立ち退き避難が必要な区域及び避難方法を検討する。	H29年度以降検討 ・浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域等より、立ち退き避難が必要な区域を検討する。 ・広域避難の他に垂直避難等、柔軟な避難方法の検討 ・家屋倒壊等氾濫想定区域における頑丈で高い建物等での屋内安全確保等、柔軟な避難方法の検討 ・避難路、その他の避難経路の検討	H29年度以降検討 ・避難所ごとに水害時の浸水深や避難の可否について確認を行う。	H28年度以降検討	
参加市町村による広域避難計画の策定及び支援	4.5	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	H28年度から順次実施 ・作成に必要な情報の提供及び策定を支援(県道路管理課ホームページでの冠水危険箇所公表など)	引き続き実施	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	H28年度から順次実施 ・想定最大規模での浸水深及び家屋倒壊危険区域等により広域避難の実現性について検討する。	H29年度以降検討		隣接する市町間で、浸水想定を考慮し、広域避難体制の整備を行う。	H29年度以降検討	隣接する市町間で、浸水想定を考慮し、広域避難体制の整備を行う。	H28年度以降検討
広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知	4.5, 6	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H28年度から実施 ・水位周知河川である湯川・宮川・田付川の3河川について、想定最大規模での浸水想定区域図等の作成を行う。	H29年度以降実施		・想定最大規模での浸水深等に対応したハザードマップの見直しを行う。	H29年度以降検討 ・洪水ハザードマップの見直しを行い、該当地区の世帯全へ配布により周知する。	H29年度以降検討 ・防災マップを全戸配布したもの、生かされていない点が見受けられるので、周知・徹底を図る。	H28年度以降検討 ・洪水・土砂災害ハザードマップの見直しを行い、全戸配布により周知する。	H29年度以降検討	・新たな浸水想定区域に対応した洪水ハザードマップの策定と住民への周知・広報を実施する。	H28年度以降検討
水位予測の検討及び精度の向上	2	・現状予測期間(～3時間)・更に数時間(4～6時間程度)先も含め水位予測の精度向上の検討・システム改良を行う。	H28年度から検討									
気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	13				・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	H29年度出水期から実施						

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	福島県	福島地方気象台	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村
2. ソフト対策の主な取組 「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組								
平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組								
自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所での共同点検の実施	1	・重要水防箇所等の共同点検を実施 順次毎年実施	・出水期前に自治会や地域住民と重要水防箇所の共同点検を実施 今後検討		・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。 順次毎年実施	・河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施する。 順次毎年実施	・河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施する。 順次毎年実施	・河川管理者と自治会や地域住民で重要水防箇所等の共同点検を実施する。 順次毎年実施
小中学校等における水災害教育を実施	1	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。 引き続き実施	・小中学校からの要請により、出前講座等を積極的に行っていく。 引き続き実施	・国土交通省関連機関との連携による学校防災教育への取り組み ・日本赤十字社と連携した学校防災教育への取り組み 引き続き実施	H28年度から実施 引き続き実施	・防災に関する体験学習や出前講話などを行っていく組織と連携し、小中学校の防災学習を促進する。 引き続き実施	・小中学校で防災教育を実施している。 引き続き実施	・小中学校で防災教育を実施している。 引き続き実施
出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	1,15	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。 引き続き実施	・市町村の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。 引き続き実施	・市町村及び関係機関等の要請により、自主防災組織リーダー研修等への講師派遣 引き続き実施	・出前講座等を活用し、要望に基づき水防災害等に関する説明を実施 引き続き実施	・ハザードマップ作成の際に説明会を実施 H29年度以降実施	・防災士の方々にご協力を得ながら、地域での防災研修会等の開催や地域づくり協議会内での防災意識の高揚を図る H28年度以降実施	・ハザードマップ作成の際に説明会を実施 H29年度以降実施
まるごとまちごとハザードマップを整備	4,6,12	・市町村が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供 順次実施						
効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	7,11,12	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 H28年度から実施	・洪水時の情報収集や避難の判断基準等を一般住民に理解してもらえ家庭向けのチラシを作成し、ホームページで公表 ・チラシを市町村等へ配布 今後検討	関係機関と連携して「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 H29年度から実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・ホームページで公表 H28年度から順次実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 H29年度から検討	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 H29年度から検討	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布 H29年度から検討
住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	14				・自主防災組織率が低いため、引き続き設立の支援を行う。 ・防災意識を高めるため出前講座の実施、防災訓練への参加を促進。 ・自主防災の啓発や防災組織設立の支援と設立後の支援を実施。 引き続き実施	・自主防災のあり方、役割の(再)啓発を実施 ・大規模災害時の避難住民の誘導や被災者の救援等の協力が期待されるため、自主防災組織の育成・強化(組織率の向上や組織の実効性)を行う。 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施 H29年度から順次実施	・自主防災のあり方、役割の(再)啓発を実施 ・大規模災害時の避難住民の誘導や被災者の救援等の協力が期待されるため、自主防災組織の育成・強化(組織率の向上や組織の実効性)を行う。 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施 H28年度から順次実施	・自主防災のあり方、役割の(再)啓発を実施 ・大規模災害時の避難住民の誘導や被災者の救援等の協力が期待されるため、自主防災組織の育成・強化(組織率の向上や組織の実効性)を行う。 ・実際の災害時に機能するよう実践的な研修・訓練の実施 H29年度から順次実施

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)		北陸地整	福島県	福島地方気象台	会津若松市	喜多方市	会津坂下町	会津美里町	湯川村									
2. ソフト対策の主な取組 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																		
水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																		
水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	17	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市町村と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き毎年実施	・出水時における連絡体制の確認 ・情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練への支援	引き続き毎年実施	・河川管理者と市、消防本部、水防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と市、消防本部、水防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・水防団(消防団)への連絡網の確認する。 ・防災訓練をとおし、職員の非常招集、各関係機関への情報伝達訓練を実施	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ・防災訓練を通じて、情報伝達訓練を検討する。	引き続き毎年実施	・水防連絡会にて連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き毎年実施			
自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所等の合同巡視の実施	16,17	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・出水期前に市町村や水防団等と重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施			・河川管理者と水防関係機関による重要水防箇所等の合同巡視に参加する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施			
毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	19,20	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	・市町村や関係機関等の要請により、情報提供等の訓練への支援	引き続き毎年実施	・阿賀川での水防実働訓練への参加。 ・毎年実施している防災訓練の内容を検討する。	引き続き毎年実施	・水防実働訓練への参加(阿賀川) ・毎年実施している防災訓練の内容を検討する。	引き続き毎年実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を検討する。	引き続き毎年実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を検討する。	引き続き毎年実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施	引き続き毎年実施	
水防活動の担い手となる水防団・水防協力団体の募集・指定を促進	18,20							・水防活動の担い手となる団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員(消防団員)の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員(消防団員)の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員(消防団員)の募集を促進する。	H28年度以降検討	
国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	19	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施			・水防訓練時に行われる技術講習会に参加。	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	H28年度以降検討	
大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	21	・復旧活動の拠点等配置計画を検討	H28年度から検討															
要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																		
要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	14	・地域防災計画に定める要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う	引き続き実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う	引き続き実施			・会津西病院作成の避難計画へ助言等の支援を実施。 ・国、県と連携し、要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。	H28年度から順次実施	・要配慮者利用施設について、説明会の実施やお知らせの送付などにより避難計画策定の推進を行う。	H29年度から実施	・要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H28年度から実施	・要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H29年度から実施	・要配慮者施設における避難計画策定の推進を行う。	H28年度以降検討	
大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	12	・地域防災計画に定める大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	引き続き実施															
2. ソフト対策の主な取組 社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化																		
救援・救助活動の効率化に関する取組																		
大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	5,22	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度から検討	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度から実施			・広域支援拠点等の配置等を検討。	H29年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討	H28年度から検討	・広域支援拠点等の配置等を検討 平成28年6月16日には、町内の企業2社と、水害等の発生時に事務所や工場の2階等を一時避難所とする「災害時における施設の利用等に関する協定書」を締結した。今後も更に町内企業との協定を進める。	H29年度から検討 ・H28年度から実施	新たな浸水想定区域に対応した人員や物資の輸送・供給計画の見直しを検討	H28年度以降検討	
排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施																		
大規模水害を想定した阿賀川排水計画(案)の検討を実施	22,23	・排水機場、樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度から検討	・排水ポンプ車想定箇所リストの整備	今後検討			・国の排水ポンプ車の配置計画の情報を確認・共有し、適切な排水ポンプの設置箇所を選定などを検討	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所を選定	H29年度から検討	・排水ポンプの設置箇所を選定	H28年度から検討	・排水ポンプの設置箇所を選定	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所を選定 ・排水作業を委託できる機関との協定の締結。	H28年度から検討	
排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	23	・毎年、出水期前に県・市町村と連携して連絡体制の整備を行い、情報共有を図る。	引き続き毎年実施	・連絡体制の確認	引き続き毎年実施			・河川事務所の排水ポンプ車出動要請について連絡体制の確認を行う。	引き続き毎年実施	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行い毎年確認する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行い毎年確認する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行い毎年確認する。	引き続き毎年実施	・排水ポンプ車出動要請の連絡体制の確認を行う	H28年度から検討	
関係機関が連携した排水実働訓練の実施	24	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	H28年度から実施 引き続き毎年実施	・排水ポンプ車の実働訓練の実施	今後検討			・水防訓練と合同で実施	引き続き毎年実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	引き続き毎年実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	引き続き毎年実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	引き続き毎年実施	・水防訓練と合同で実施	H28年度から実施	

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
阿賀川流域の減災に係る取組方針(案)

平成28年8月29日

阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 1. はじめに

協議会設立の背景や課題、取組の概要を記載

## 2. 本協議会の構成員

阿賀川に関係する市町村、福島県、気象庁、北陸地方整備局の構成員を記載

## 3. 阿賀川の概要と主な課題

河川の特徴、昭和33年、平成14年の災害、平成27年9月の出水状況、社会経済の状況などを踏まえた河川の課題を記載



## 4. 現状の取組状況

# 4. 現状の取組状況

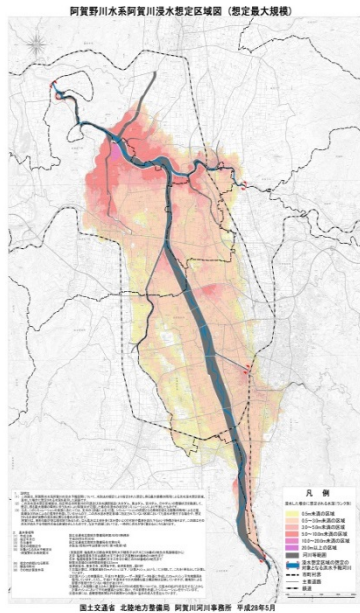
## ①情報伝達、避難計画等に関する事項

『洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング』

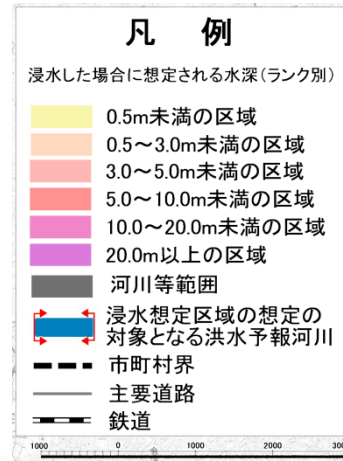
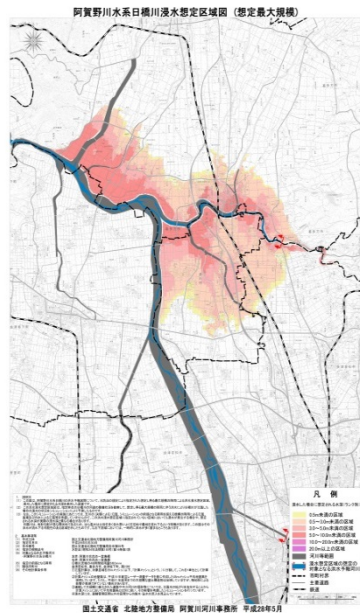
### ○現状

- ・国土交通省、福島県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。
- ・阿賀川・日橋川(国管理区間)において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を阿賀川河川事務所のHP等で公表している。

#### ◆阿賀川浸水想定区域図 1/100規模



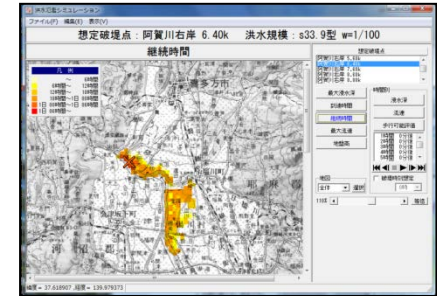
#### ◆日橋川浸水想定区域図 1/100規模



#### ◆氾濫シミュレーション (最大浸水深)



#### ◆氾濫シミュレーション (浸水継続時間)



### ●課題

- ・浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。





# 4. 現状の取組状況

## ①情報伝達、避難計画等に関する事項 『避難勧告等の発令基準』

### ○現状

- ・地域防災計画等に具体的な避難勧告の発令基準等を明記している。
- ・気象台・河川管理者と共同で「指定河川洪水予報」を発表している。警報・注意報を発表している。
- ・阿賀川本・支川(国管理区間)における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。

第3編 災害応急対策計画 第6章 避難対策

第1節 避難の準備情報・勧告・指示

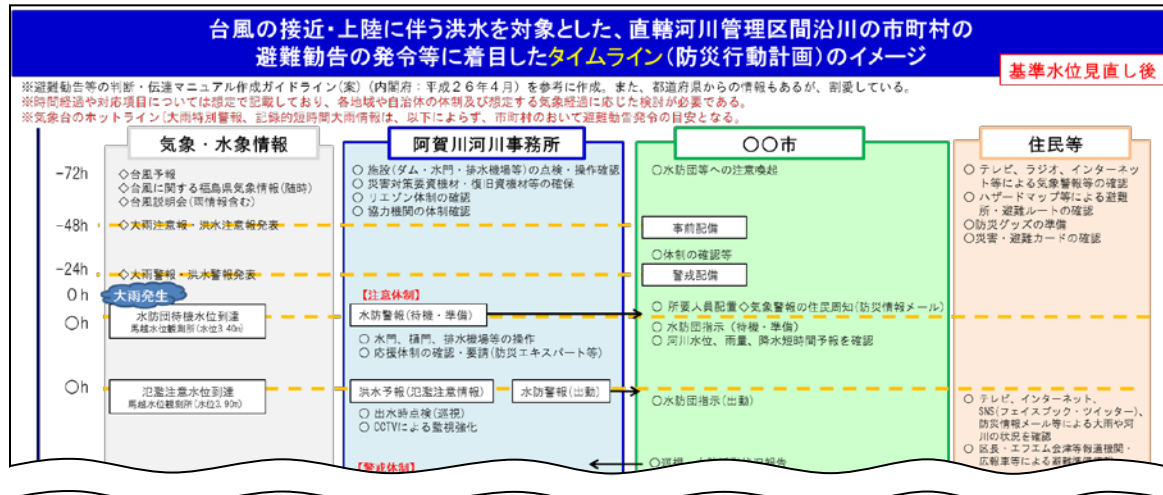
1 実施責任者及び実施の要件

(1) 実施責任者

市民の生命、身体に危険を及ぼす水害や地震等が発生し、又は発生する恐れがある場合には法律によって次のとおり実施責任者が避難準備情報・避難勧告・避難指示（以下「避難準備情報等」という。）を発令します。

区分	実施責任者 (根拠法令等)	措置	実施の要件
避難準備情報の提供	市長	災害時要配慮者に対する避難行動の開始	災害が発生する恐れがある場合において、災害時要配慮者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の勧告	市長 (災害対策基本法第60条) 知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、特に必要があると認められるとき。 災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

【地域防災計画(会津若松市の例)】



【避難勧告等の発令に着目したタイムライン】

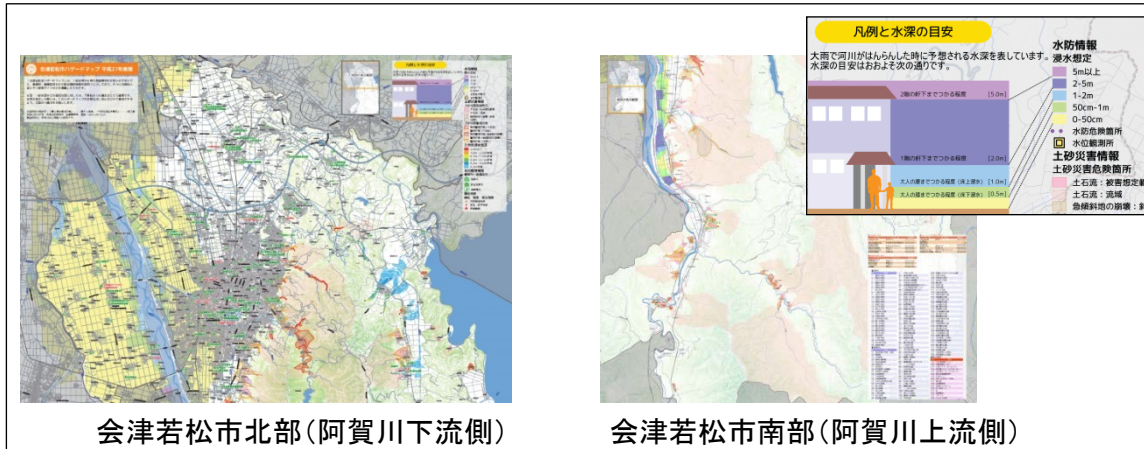
### ●課題

- ・阿賀川本・支川(県管理区間)における避難勧告等の発令に着目したタイムライン等が未整備であるため適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。
- ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。

## 4. 現状の取組状況

### ①情報伝達、避難計画等に関する事項 『避難場所、避難経路』

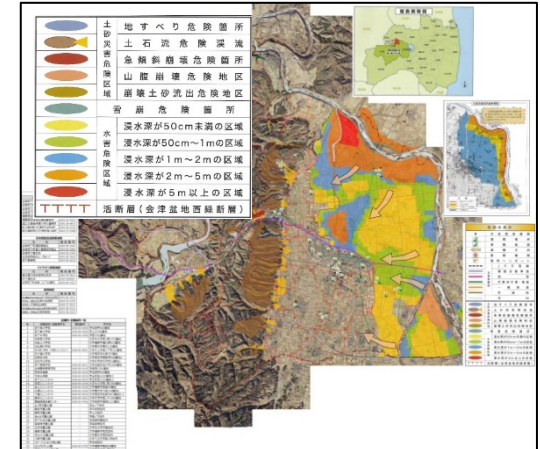
- 現状
- ・避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。



会津若松市北部(阿賀川下流側)

会津若松市南部(阿賀川上流側)

【洪水ハザードマップ(会津若松市 H28.3)】



【洪水ハザードマップ(会津坂下町 H25.12)】

### ●課題

- ・大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。
- ・大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。
- ・避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。
- ・住民参加型の訓練を実施したとしても、参加者が一部であり、大多数への周知が図られていないものと思われる。



# 4. 現状の取組状況

## ①情報伝達、避難計画等に関する事項 『住民等への情報伝達の体制や方法』

### ○現状

- ・防災行政無線による避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、FMラジオ、広報車による周知等を実施している。
- ・河川管理者、気象台等からWEB等及び報道機関等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報、気象情報などを住民等に情報提供している。



【防災情報メール（会津若松市）】



【阿賀川河川事務所ホームページ】

### ●課題

- ・急激な水位上昇等における担当者による迅速な対応が困難となるおそれがある。
- ・防災行政無線が現在のところ整備されていない地域がある。
- ・大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。
- ・WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。
- ・災害時に国・県・市町村においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。
- ・住民の避難行動の判断に必要な防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。

## 4. 現状の取組状況

### ①情報伝達、避難計画等に関する事項 『避難誘導體制』

#### ○現状

- ・避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員(消防団員)と協力して実施している。



喜多方市塩川町内(H7.8)



喜多方市塩川町内(H10.8)

#### ●課題

- ・災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。

## 4. 現状の取組状況

### ②水防に関する事項 『河川水位等に係る情報提供』

#### ○現状

- ・河川流域総合情報システム等による河川水位、雨量情報等を県のHPや報道機関を通じて伝達している。
- ・災害発生のおそれがある場合は、阿賀川河川事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。



【会津坂下町情報端末】

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 阿賀川河川事務所 気象庁 福島地方気象台	機関名	機関名	機関名

正規

阿賀川はん濫注意情報

阿賀川洪水予報第1号  
洪水注意報（発表）  
平成27年09月09日21時40分  
阿賀川河川事務所 福島地方気象台 共同発表

(見出し)  
阿賀川では、はん濫注意水位（レベル2）に到達、水位はさらに上昇

(主文)  
阿賀川の馬越水位観測所（大沼郡会津美里町）では、9日21時10分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。  
阿賀川の宮古水位観測所（河沼郡会津坂下町）では、9日21時10分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

【洪水予報の例】

#### ●課題

- ・HP等の防災情報の持つ意味やその後の対応について共有するための継続的な広報等が必要である。
- ・優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定制・共有が難しい。

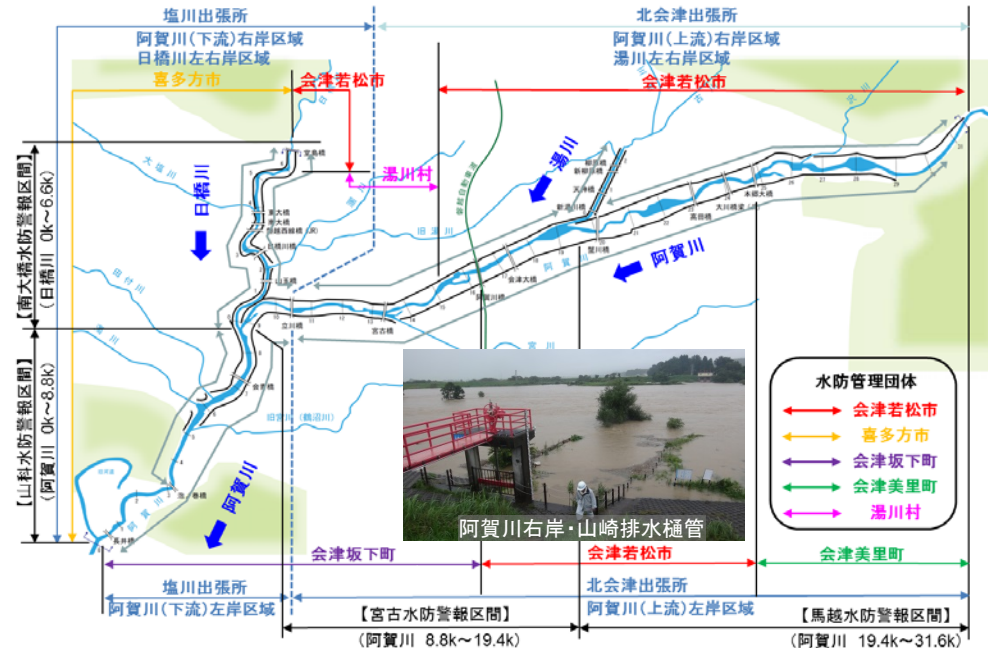


## 4. 現状の取組状況

### ②水防に関する事項 『河川の巡視区間』

#### ○現状

・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所への合同巡視を実施している。また、出水時には河川巡視を実施している。



【出水時の点検状況と範囲】

#### ●課題

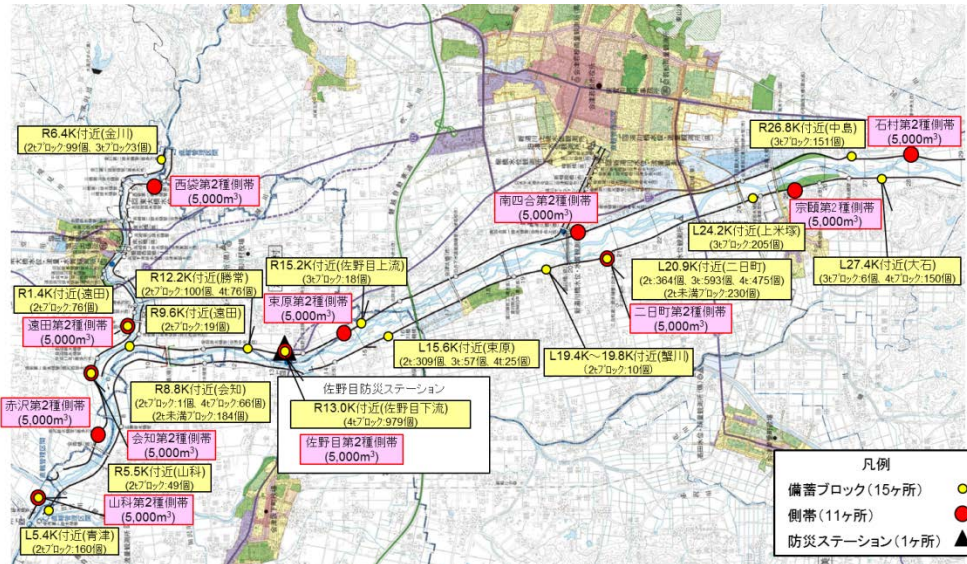
- ・河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
- ・水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。
- ・水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。

## 4. 現状の取組状況

### ②水防に関する事項 『水防資機材の整備状況』

#### ○現状

- ・防災ステーション、各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。



阿賀川佐野目防災ステーション



#### ●課題

- ・水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。
- ・水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。
- ・鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、阿賀川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。



## 4. 現状の取組状況

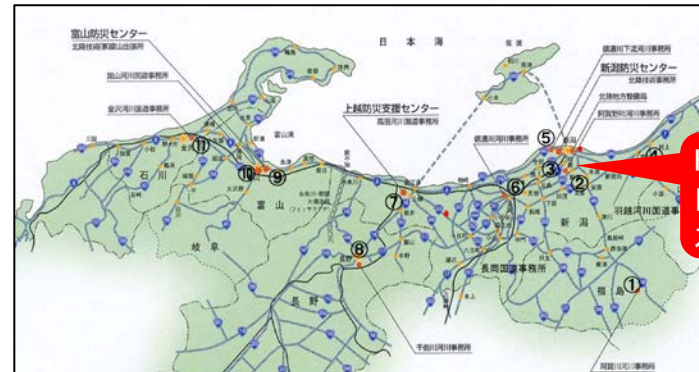
### ③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項 『排水施設、排水資機材の操作・運用』

#### ○現状

- ・樋門等の操作について市町村・近隣住民に委託している。
- ・災害時応援協定に基づき、建設業組合等に対し、排水資器材の応援を求める体制が確立されている。
- ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。
- ・樋門の操作点検を出水期前に実施している。



【排水ポンプ車】



H28.3時点で北陸地整管内の12拠点に40台の排水ポンプ車を配備

#### ●課題

- ・排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。
- ・現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水システムも考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。

## 4. 現状の取組状況

### ④河川管理施設の整備に関する事項

#### 『堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容』

#### ○現状

- ・計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、上下流バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。
- ・堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。

凡 例	
	計画断面堤防
	計画断面に満たない堤防
	堤防不要



河川名	堤防延長		参考 a/b(%)
	計画断面堤防 (a)	堤防必要区間 (b)	
阿賀川	41.3	50.8	81.1
日橋川	12.5	12.5	100.0
湯川	4.8	4.8	100.0

※平成27年3月末時点

#### ●課題

- ・計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。
- ・堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。
- ・洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。

## 5. 減災のための目標

## 5. 減災のための目標

### ■5年間で達成すべき目標

氾濫流の流れが速く広範囲に被害が拡散する特性と洪水の吐けにくい盆地の氾濫特性を踏まえ、阿賀川の大規模災害に対し、  
『安全な場所への確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目指す。

※大規模水害・・・想定しうる最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

※安全な場所への確実な避難・・・浸水深さが2階以上(3.0m以上)、家屋倒壊等想定区域内では水平避難が必要。  
それ以外の浸水区域でも浸水深に応じた水平避難、垂直避難が必要。

※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態。

### ■上記目標達成に向けた3本柱の取組

阿賀川などにおいて、河川管理者が実施する洪水を安全に流す対策等、以下の取組みを実施

1. 計画の堤防断面に対して、幅が不足する弱小堤区間の解消並びに狭窄部掘削による河道拡幅等の河道掘削
2. 阿賀川の大規模水害における特徴を踏まえた避難行動の取組み及び地域防災力の向上
3. 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取組み

※阿賀川など・・・取組は直轄管理区間の他、県管理区間のうち直轄管理区間と洪水氾濫域が重複する区間を含む。

## 6. 概ね5年で実施する取組

## 6. 概ね5年で実施する取組

### 1) ハード対策の主な取組

- 洪水を河川内で安全に流す対策
- 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

### 2) ソフト対策の主な取組

#### ① 円滑かつ迅速な避難行動のための取組

##### ■ 情報伝達、避難計画等に関する取組

- ・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信など防災情報の充実
- ・避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善
- ・想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表(浸水ナビ等による公表)
- ・立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討
- ・参加市町村による広域避難計画の策定及び支援
- ・広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知
- ・水位予測の検討及び精度の向上
- ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善

##### ■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- ・自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施
- ・小中学校等における水災害教育を実施
- ・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
- ・まるごとまちごとハザードマップを整備
- ・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布
- ・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実

## 6. 概ね5年で実施する取組

### 2) ソフト対策の主な取組

#### ② 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

##### ■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

- ・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施
- ・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施
- ・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施
- ・水防活動の担い手となる水防団・水防協力団体の募集・指定を促進
- ・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施
- ・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施

##### ■ 要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

- ・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施
- ・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動

#### ③ 社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

##### ■ 救援・救助活動の効率化に関する取組

- ・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施

##### ■ 排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施

- ・大規模水害を想定した阿賀川排水計画(案)の検討を実施
- ・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備
- ・関係機関が連携した排水実働訓練の実施



# 洪水を河川内で安全に流す対策

## <阿賀川>

○青津地区、宮古地区、佐野目地区 **堤防整備**【引き続き実施：北陸地整】

○長井地区 **河道掘削**【引き続き実施：北陸地整】

## <日橋川>

漏水箇所のある浜崎地区 **浸透対策**【引き続き実施：北陸地整】

<県管理区間> 【引き続き実施：福島県】

<洪水調節機能を有するダムの適切な施設管理>

長井地区 河道掘削



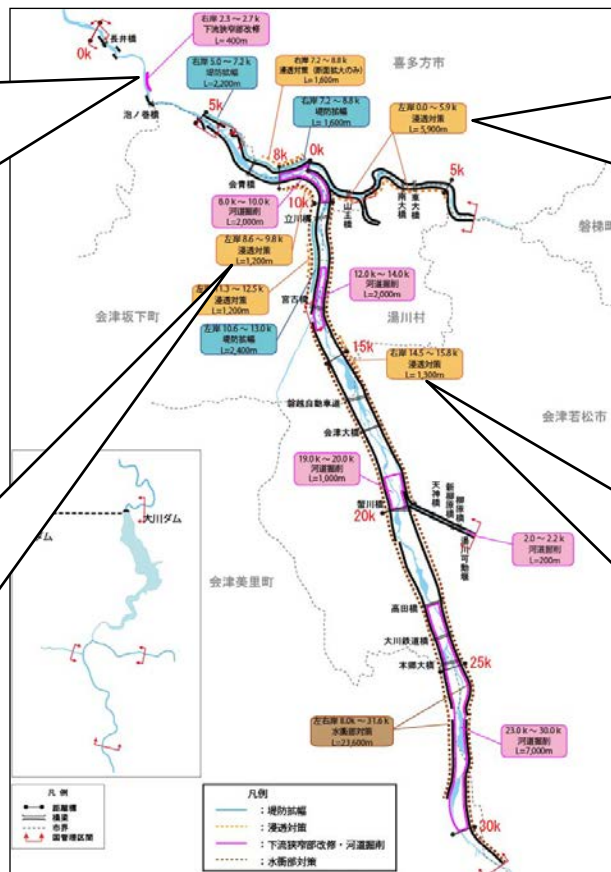
浜崎地区浸透対策



青津地区、宮古地区 堤防整備



佐野目地区 堤防整備





# 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

## ○新技術を活用した水防資機材の検討及び配備

【引き続き実施：北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村】

## ○円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置

【平成28年度から順次整備：北陸地整】

### 新技術を活用した水防資機材



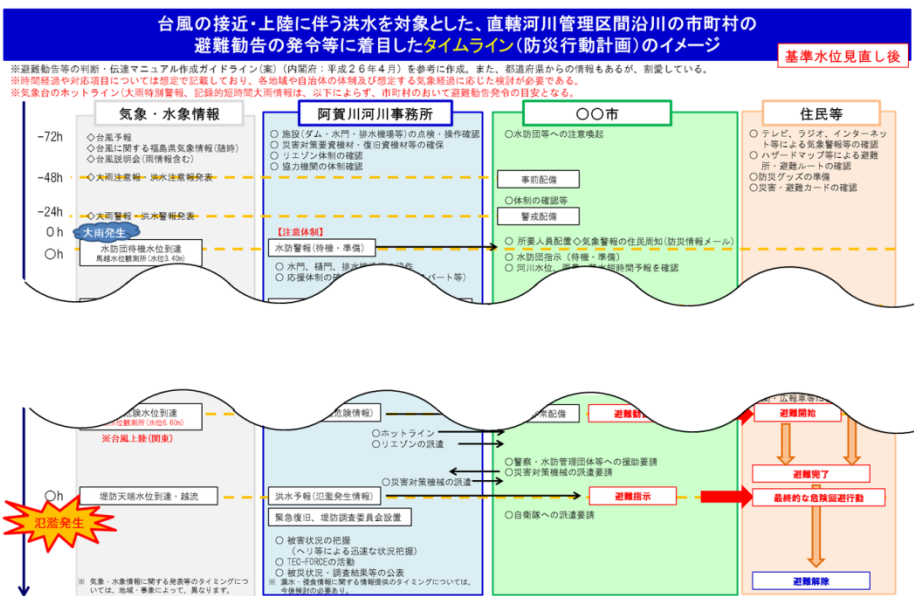
### CCTVカメラ(阿賀川ホームページ公表)



# 情報伝達、避難計画等に関する取組

- 避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善【順次実施:北陸地整、気象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村】
- 想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表【平成28年度から順次実施:北陸地整、福島県】

## タイムラインの整備、検証と改善及び訓練



避難勧告等に着目したタイムライン

## 想定最大規模の浸水シミュレーション

地点別浸水シミュレーション検索システム

中心緯度 35.038588 経度 138.946409 移動 度分秒

出水時に監視すべき、河川の水位情報(テレメータ水位)の表示が可能

選択した破堤点破堤した場合の最大浸水領域・浸水深や浸水深の時間変化アニメーションの表示が可能

指定した地点における浸水シミュレーショングラフの表示が可能

指定した地点に浸水をもたらずと想定される堤防の破堤点の検索が可能

凡例

- 破堤点
- 選択破堤点
- 水位観測所
- 指定地点
- 最大浸水領域
- 浸水ランク
- 0.0m ~ 0.5m未滿
- 0.5m ~ 3.0m未滿
- 3.0m ~ 5.0m未滿
- 5.0m以上

地点別浸水シミュレーション検索システム  
<http://suiboumap.gsi.go.jp/>



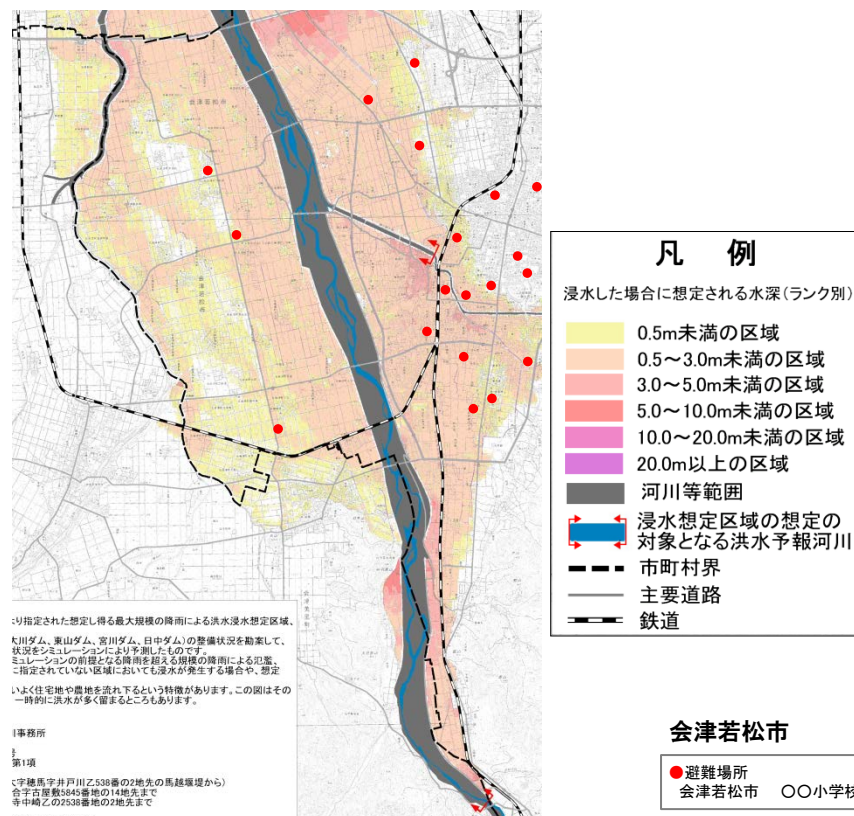
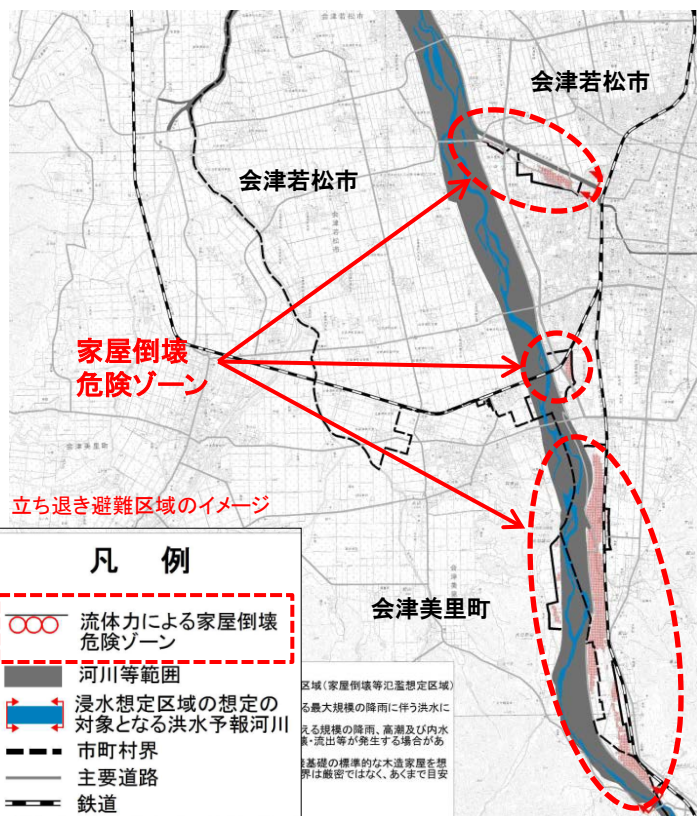


# 情報伝達、避難計画等に関する取組

○立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討【平成28年度から順次実施：北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村】

## 立ち退き避難が必要な区域のイメージ

## 垂直避難や水平避難など多様な避難のイメージ



【1/100規模家屋倒壊等氾濫想定区域図のイメージ】

【阿賀川浸水想定区域図(1/100規模降雨)】



# 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組

- 自治会や地域住民が参加した洪水に対する**リスクの高い箇所の共同点検**の実施【順次、毎年実施：北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村】
- 小中学校等における**水災害教育**を実施【引き続き実施：北陸地整、気象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村】

## 共同点検の実施



喜多方市塩川地先

【重要水防箇所の共同点検状況：日橋川右岸】

## 水災害教育の実施



【福島県による出前講座】

# 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

○自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所での**合同巡視の実施**【引き続き毎年実施：北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村】

○毎年、関係機関が連携した**水防実働訓練等**を実施【引き続き毎年実施：北陸地整、気象台、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村】

## 水防団、住民との合同巡視



会津若松市北会津町中荒地先

※写真は、北陸地整と自治体との水防資機材の確認  
(会津若松市水防倉庫)

## 関係機関が連携した水防訓練の実施



会津若松市北会津町蟹川地先

【阿賀川水防訓練】



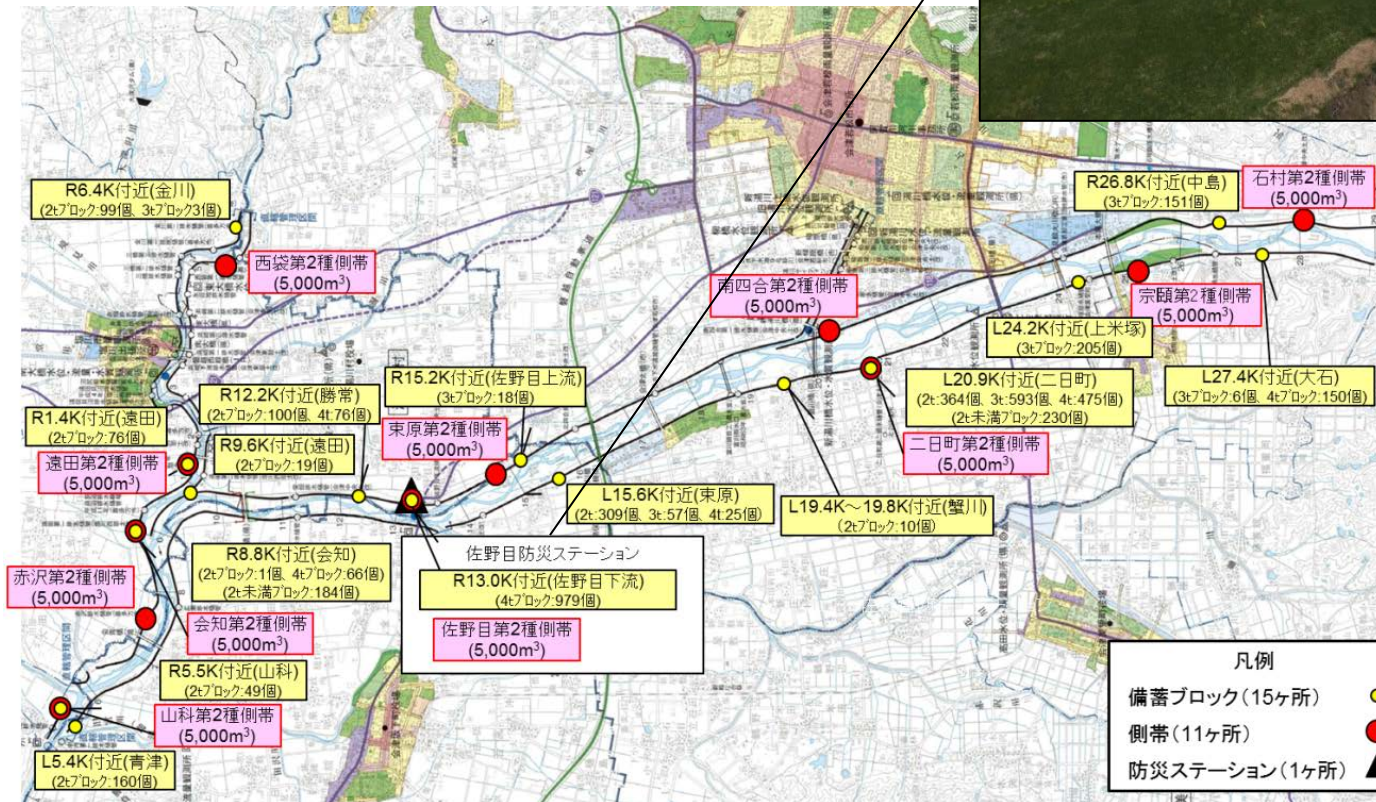
# 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

○大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施【平成28年度から検討：北陸地整】

H28.6現在の配置状況

- ▲・・・防災ステーション(1箇所)
- ・・・側帯(11箇所)
- ・・・ブロックストックヤード(15箇所)

阿賀川佐野目防災ステーション(湯川村佐野目地先)



- 凡例
- 備蓄ブロック(15ヶ所)
  - 側帯(11ヶ所)
  - ▲ 防災ステーション(1ヶ所)

# 要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組

○要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施【引き続き実施：北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村】

## 要配慮者の安全確保計画

### 【会津若松市】

第2編 災害予防計画 第9章 災害時に備えた要配慮者の安全確保

#### 第9章 災害時に備えた要配慮者の安全確保

**基本的な考え方**

- 要配慮者<sup>※</sup>を把握し、「情報提供」、「避難行動」、「避難生活」にかかる支援を行う。また、大規模災害時に要配慮者を支援できるよう、避難行動要支援者名簿の情報管理と提供体制を構築し、また、平時からの支援体制を構築するため、本人の同意による地域の関係機関等への情報提供体制を構築します。
- 要配慮者の避難生活の支えとして、高齢者福祉施設や障がい福祉施設等と事前の災害時対応協定を締結し、福祉避難所<sup>※</sup>等の確保を進めます。

**目標**

- 避難行動要支援者名簿を災害時に速やかに地域や関係機関に提供し、活用が図れる体制を構築します。
- 要配慮者全員に必要な支援（避難準備情報、福祉避難所等）の提供に努めます。

※「要配慮者」とは災害時避難者：高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者及び外国人等と併せて「要配慮者」として取り扱います。

出典：会津若松市地域防災計画  
平成26年12月  
第2編災害予防計画抜粋  
P72

### 【喜多方市】

第2編 災害予防計画

#### 第16節 災害時要援護者予防対策

(高齢福祉課、社会福祉課、市民課、保健課、建設課、教育課、社会福祉協議会)

災害において、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「災害時要援護者」が災害の発生時に、犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、災害時要援護者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

**第1 社会福祉施設における対策**

**1 施設等の整備**

社会福祉施設の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害においては移動等の困難な方から「災害時要援護者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

**2 組織体制の整備**

社会福祉施設の管理者は、災害発生時の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、職員研修、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への連絡経路や入所者の避難誘導体制は、職員が手薄であることや、照明の確保が困難である等条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、施設の管理者は、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設近隣、住民及びボランティア組織との日頃の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が行われるよう体制作りを行うものとする。

さらに入所者を施設間で受け入れるための協定を締結するなど施設が被災した後の対応についても検討し、体制の整備を図る。

**3 緊急連絡体制の整備**

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への緊急連絡が可能な非常連絡装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法等を事前に確認する。

出典：喜多方市地域防災計画  
平成19年11月  
第2章災害予防計画抜粋  
P72

### 【会津坂下町】

第2編 一般災害対策編 第2章 災害発生時対策

#### 第2-4節 要配慮者対策

(高齢者、生活課、社会福祉協議会、日赤文化センター)

災害発生時には、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等と併せて「要配慮者」として、災害時の防災対策、避難誘導、避難所における生活等の支援等の面で困難に直面することが想定される。

このため、避難準備一斉開始時、避難準備等において、配慮する必要があるときは、災害発生後、速やかに避難所等の開設、避難所における各種福祉サービスの提供等の実施を図る。

**第1 避難所における対策**

避難所での対応として、要配慮者が社会福祉協議会サービスセンターの提供を受けている者に限り、災害発生後速やかに避難所へ搬送されることとなる。このため避難所では、福祉の観点から見て、災害発生時の時間的余裕の確保におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、例えば、以下の対応を図りながら、民生（団長）委員等の協力を得ながら、要配慮者を要援護とする。

- 在宅避難サービスセンター利用者、避難者らし、高齢者、障がい者、傷病者等の名簿を活用する等により、迅速に把握された要配慮者の確保を図る。
- 避難行動要支援者名簿による、避難行動要支援者の把握に努める。避難していない避難行動要支援者を発見した場合は、当該避難行動要支援者の関係者へ、必要に応じて、以下の連絡を行うものとする。
  - 避難所へ連絡すること。
  - 社会福祉協議会への緊急入所を行うこと。
  - 緊急における生活が可能となる場合は、在宅避難サービスの提供を図ること。
  - 障がい者支援センターや高齢者支援センター、子育て支援センター等の関係機関との必要に応じて、災害時要援護者に対する、防災支援事業や福祉サービス事業等の連携を図る。

要配慮者に対する避難所サービスの提供は、遅くとも災害発生直後に避難所へ避難した時点で開始するものとする。また、避難の経路確保に必要に応じて、避難所までの要配慮者の搬送体制を整備すること。また、避難の経路確保に必要に応じて、避難所までの要配慮者の搬送体制を整備すること。また、避難の経路確保に必要に応じて、避難所までの要配慮者の搬送体制を整備すること。

**第2 社会福祉施設等に関する対策**

- 障がい者施設や高齢者施設等の、施設の備えが不十分な場合は、避難の必要時の要配慮者の確保を図る。備え不足は入所を促すものとする。
- 障がい者施設等は、水、食料品等の非常用品及びパンパフーパーの不足等について、把握し、避難所、市民課、福祉課に支援を要する。
- 特に、以下の対応を図る等、社会福祉協議会と連携を図る。
  - 避難所開設時、避難所開設に協力を要する者や要配慮者を要援護とする。関係機関等に連携し、避難所開設に協力を要する者や要配慮者を要援護とする。関係機関等に連携し、避難所開設に協力を要する者や要配慮者を要援護とする。関係機関等に連携し、避難所開設に協力を要する者や要配慮者を要援護とする。

出典：会津坂下町地域防災計画  
平成28年3月  
第2編一般災害対策編抜粋  
P151

### 【会津美里町】

一般災害対策編 第2章 第1節 避難対策

#### 第18節 要配慮者対策

(くまのこ会議、福祉課、福祉サービスセンター、社会福祉協議会、社会福祉協議会事務局、福祉課、消防所)

災害の発生に伴って、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等と併せて「要配慮者」として、災害時の防災対策、避難誘導、避難所における生活等の支援等の面で困難に直面することが想定される。

このため、避難準備一斉開始時、避難準備等において、配慮する必要があるときは、災害発生後、速やかに避難所等の開設、避難所における各種福祉サービスの提供等の実施を図る。

**第1 避難行動要支援者名簿の作成**

町は、町内に居住する要配慮者について、災害が発生し、又は発生を恐るおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であり、その町内の避難所等の確保を必要とする方と見做すもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難誘導、災害時避難所への避難行動要支援者の受け入れ体制を災害発生時に必要に応じて「避難準備一斉開始時、避難準備等」において、配慮する必要があるときは、災害発生後、速やかに避難所等の開設、避難所における各種福祉サービスの提供等の実施を図る。

**1 避難行動要支援者の把握**

町は以下の対応を図りながら、民生（団長）委員等の協力を得ながら、要配慮者を要援護とするものとする。

- 社会福祉協議会サービスセンター利用者、避難者らし、高齢者、障がい者、傷病者等の名簿を活用する等により、迅速に把握された要配慮者の確保を図る。
- 避難行動要支援者名簿による、避難行動要支援者の把握に努める。避難していない避難行動要支援者を発見した場合は、当該避難行動要支援者の関係者へ、必要に応じて、以下の連絡を行うものとする。
  - 避難所へ連絡すること。
  - 社会福祉協議会への緊急入所を行うこと。
  - 緊急における生活が可能となる場合は、在宅避難サービスの提供を図ること。
  - 障がい者支援センターや高齢者支援センター、子育て支援センター等の関係機関との必要に応じて、災害時要援護者に対する、防災支援事業や福祉サービス事業等の連携を図る。

要配慮者に対する避難所サービスの提供は、遅くとも災害発生直後に避難所へ避難した時点で開始するものとする。また、避難の経路確保に必要に応じて、避難所までの要配慮者の搬送体制を整備すること。また、避難の経路確保に必要に応じて、避難所までの要配慮者の搬送体制を整備すること。

**2 避難行動要支援者名簿の取組**

町は以下の対応を図りながら、民生（団長）委員等の協力を得ながら、要配慮者を要援護とするものとする。

- 町民に避難所開設に協力を要する者や要配慮者を要援護とする。関係機関等に連携し、避難所開設に協力を要する者や要配慮者を要援護とする。関係機関等に連携し、避難所開設に協力を要する者や要配慮者を要援護とする。関係機関等に連携し、避難所開設に協力を要する者や要配慮者を要援護とする。

出典：会津美里町地域防災計画  
平成28年3月  
一般災害対策編抜粋  
P69

### 【湯川村】

第15節 災害時要援護者予防対策

(住民税務課、社会福祉協議会)

災害において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「災害時要援護者」が災害の発生時に、犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、災害時要援護者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

**第1 社会福祉施設等における対策**

**1 施設等の整備**

社会福祉施設の管理者は、利用者が要介護高齢者や障がい者（児）等であり、災害時には移動等の困難な方から「災害時要援護者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

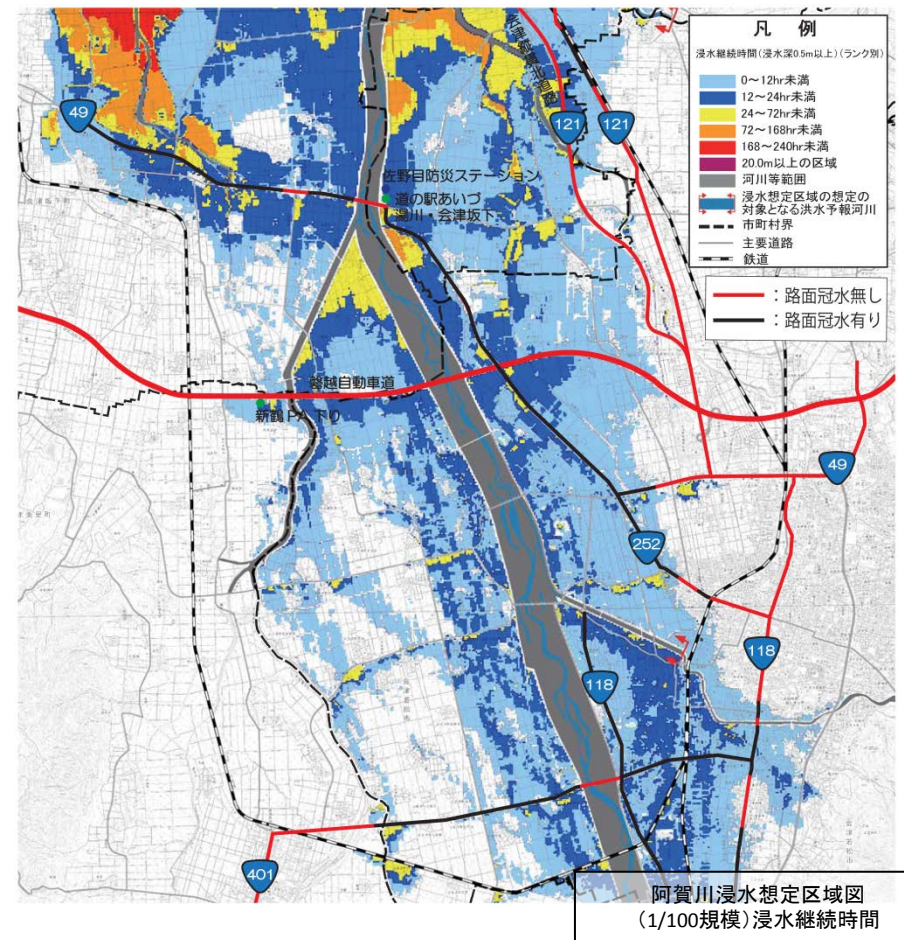
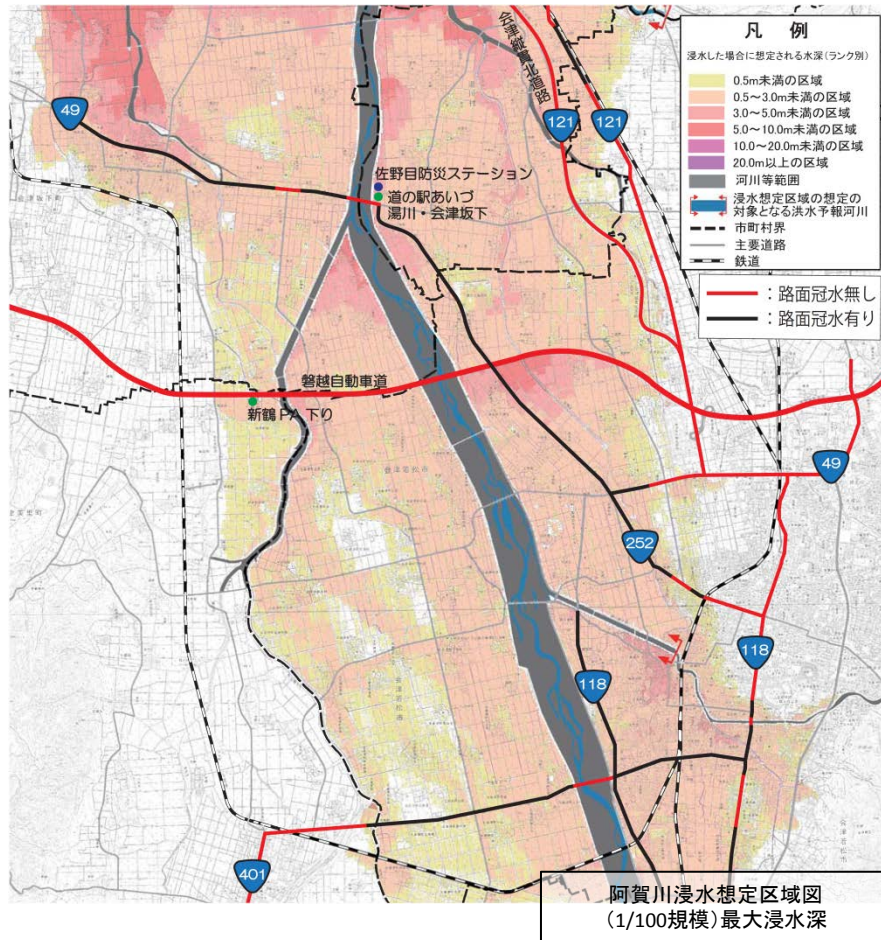
出典：湯川村地域防災計画  
平成19年10月  
第2章災害予防計画抜粋  
P37



# 救援・救助活動の効率化に関する取組

○大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施【平成28年度から検討：北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村】

## 救援・救助活動等支援のための拠点配置計画の検討イメージ



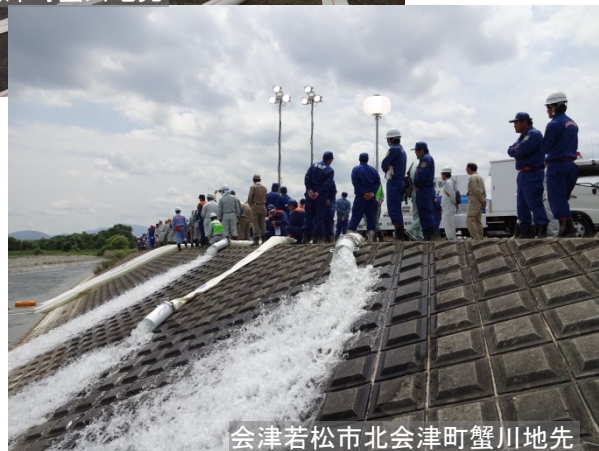
拠点のイメージは、大規模水害時に、社会経済被害の最小化のため、命を“助ける・つなぐ”ための救援・救助の拠点や他の市町が被災した際の広域的な連携のための拠点も重要。高速道路、港湾、空港、鉄道などの交通や物流の拠点から運ばれる救援・救助物資の集積地や宿营地として公園や道の駅などの公有地の他、SA・PAといった民間スペース等の多面的な活用を検討。



# 排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施

- 大規模水害を想定した阿賀川排水計画(案)の検討を実施【平成28年度から検討:北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村】
- 関係機関が連携した排水実働訓練の実施【引き続き毎年実施:北陸地整、福島県、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村】

## 排水ポンプ車の訓練



## 排水ポンプ車の支援(宮川)



## 7. フォローアップ

## フォローアップ

○各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

○原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

○なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

